

第二十九回国会 文教委員會議録 第二号

昭和三十三年六月十八日

稲葉 修君 白井 莊一君
木村 武雄君 永山 忠則君
原田 憲君 小牧 次生君
櫻井 奎夫君 辻原 弘市君
が理事に当選した。

昭和三十三年六月二十日(金曜日)

午前十一時四分開議

出席委員

委員長 坂田 道太君

理事 稲葉 修君 理事 白井 莊一君

理事 木村 武雄君 理事 永山 忠則君

理事 原田 憲君 理事 小牧 次生君

理事 櫻井 奎夫君 理事 辻原 弘市君

清瀬 一郎君 鈴木 正吾君

竹下 登君 谷川 和穂君

平井 義一君 福井 順一君

松永 東君 増田 甲子七君

八木 徹雄君 山本 勝市君

西村 力弥君 野口 忠夫君

原 彪君 堀 昌雄君

本島百合子君 山崎 始男君

出席國務大臣

文部大臣 灘尾 弘吉君

出席政府委員

文部事務次官 高見 三郎君

文部事務官(初等中等教育局長) 内藤 三郎君

委員外の出席者

文部事務官(社会教育局長) 福田 繁君

文部事務官(体育局長) 清水 康平君

文部事務官(調査局長) 北岡 健二君

文部事務官 小林 行雄君
(管理局長) 専門員 石井 易君

六月十九日

委員大久保留次郎君辞任につき、その補欠として山本勝市君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員谷川和穂君辞任につき、その補欠として吉田茂君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員吉田茂君辞任につき、その補欠として谷川和穂君が議長の名で委員に選任された。

六月十九日

国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案(山崎始男君外三名提出、衆法第一号)

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案(山崎始男君外三名提出、衆法第一号)

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)文教行政に関する件

○坂田委員長 これより会議を開きます。まず灘尾文部大臣より発言を求められておりますので、これを許します。

灘尾文部大臣 今回はからずともまた文部大臣の重責を汚すことに相なりませんが、誠に誠意文教のために努力いたしたいと考えておりますので、どうぞ格別な御支援、御協力を賜わりますように、心からお願いを申し上げます。

私は、元来、文教の方面の仕事につきましまして、その政策がある程度継続し、また一貫性を持つことが必要であると考えております。たびたび文部大臣が更迭するといふようなことは、あまり望ましいことではないように平素考えておる次第でございます。前回勤めました際にも、半年ばかりでかわるというような状態でございますが、幸いに前の松永大臣のおやりになりましたことも、私の平素考えておりましたことも、ほとんど差異がない状況でございますので、これを今回受け継ぐことに相なりましたが、その点まことに任合せに存じておる次第であります。新たに文部大臣に就任いたしましたも、この際特に変わった政策、変わった仕事を考えるという必要もないように思っておりますので、一口に申せば、前大臣の御方針を踏襲いたしまして、その推進すべきものにつきましましてはさらに一層の努力をもって推進する、また発展させるべきものにつ

きましてはこれまた熱意をもって発展させていくという心がまえで今日おる次第でございます。

一々のことについて申し上げます。いかがかと思っておりますが、申し上げるまでもなく、今日の日本の文教の上から申しまして、いわゆる科学技術教育の振興という点につきましましては、世界の情勢から考えましても、またわが国の産業経済の要請の上から申しまして、現在の状態にさらに一段と努力を加えまして、これが発展をはかって参らなければならぬ事態にあると思っております。これが極力この方面のことにつきましましては皆さんの御協力を得て仕事を進めて参りたいと考えております。

また道徳教育の問題につきましても、世上いろいろ議論のあるところでございまして、現下の状況から申しまして、道徳教育の効果をいかに上げることというものは、まことに大切な問題と考えるので、これまで従来の松永大臣のおとりになりました御方針を受け継ぎまして、さらに一段と道徳教育の刷新ないしは強化という方面について努力を重ね、研究を重ねて参りたいと考えておるのでございます。

国民体位の向上ということが必要であることは申すまでもございせん。その意味におきまして、いわゆる国民のスポーツを大いに普及し奨励して参るという点も、私は文部省に課せられた重要な課題であると思っております。御承知のごとく、先般省内に体育局も新設せられておるわけござ

いますので、この方面の仕事につきましても、これまた皆さんの御協力のもとに、一層発展いたしますように進めて参りたいと思っております。

ただ単に優秀な選手を養成するということだけでなしに、ほんとうに広く日本国民がスポーツを愛好し、スポーツを樂しむ国民として、からだをよくいたしますと同時に、われわれの社会生活をもつと明朗健全なものにいたしたいという熱意を持って、仕事に当たって参りたいと考えておる次第でございます。

そのほか文部省各般の行政につきましまして、戦前等の状態から見ますと、よほど広くもなり、進んでもおると思っております。でございますけれども、どの面をとって考えましても決してこれぞ十分であるというところまでは至っておりません。思っております。皆さんとその点におきましては心配を同じゅうするものでございます。どの仕事につきましてもいづれも大切なことでありますので、要はさらに研究し、努力を重ねまして、その方策の適正を期しますと同時に、予算の問題についてまだまだ努力しなければならぬものがたくさん残っております。思っておりますので、ことに義務教育の水準を維持し、向上するといふようなことも、最も大切な仕事と参っております。また、予算の獲得等についてもできるだけ努力をいたして参りたいと思っておりますので、格段の御協力をお願い申し上げます。

すし詰め教室の解消という問題につきましては、その熱意においては私は皆さんに劣らない熱意を持つておるつもりであります。具体的な問題となつて参りますと、いつも言いのがれを申し上げるようでありますけれども、何と申しましても国の財政というよりなことにとらみ合はして参らなければならぬ立場にあるということも御了承を願いたいと思ふのであります。まだ現在の段階がどの程度になつておるかというようなことにについて十分に私の調査も届いておりませんので、なるべく早く現下の実情ないしは今後の見通しというようなことにについて検討を遂げまして、次の予算の段階におきましてはで

一歩というよりも半歩踏み出したばかりであつて、そういう理想に近いところまで行くにはかなりの努力をする余地が大臣にも残されておると思う。従つて本年度は五十五、それを来年はかりに法律通りの五十を堅持されるとするならば、その次にはあるいは四十、あるいはフランス、ドイツあたりが採用しているところの三十というより理想的な一つの学級定員の形に踏み出すのだという一つの意気込みと、将来にわたつての構想というものをこの機会に立てることが文政上必要ではないか。同時に学級定員が多いということ、それ自体、それだけの原因ではありませんが、教育上の効

教育行政にあずかる者もいけなと思ふ。たとえば學級定員数が少く、十分な管理、あるいは指導の目が行き届いていれないが、それが六十、七十、あるいはそれ以上、何と申しますか、機械的に収容しているというのでは、そういう微細な家庭に至るまでの觀察の目が怠りがちになる。こういうことを考えたときに、これらの問題もひつくるめて、やはり文政の末端における教育効果というものを文部省としても觀察してもらいたい。勤務評定についても文部省の立場でおっしゃることはけっこうでもあるが、しかしそうした表面のさざなみよりも、実際の教育の中に教育効果が及んでいないとい

も、これは連日教育的、また社会的な観点から取り上げられているまことに重要な問題であると思うので、文部省としても単に社会的な一事象というこゝとはなしに、教育的にどう取り上げられていくか、こういう問題についての実情を十分調べられたことがあるのか、もう日数がたっておりますが、この点を承わっております。

○内蔵政府委員 一応の報告は受けておりますけれども、まだ詳細に調査いたしておりません。

○辻原委員 一応の報告だけでは済まないと思うのです。これはかつて灘尾さんに申し上げたいことがあるのです。

つきましては注意いたしまして、広くかつ深く教育の問題は考えて参りたいと思います。

○辻原委員　他のこれらの問題についてあれをやれというのじやなしに、ひとまずこの問題について研究を進めて、そして長欠児童に対する指導の方法、あるいは非常に不良な家庭環境にある児童に対する指導の方法、こういうものを文部省の少くとも学習内容を担当しているあるいは指導内容を担当している部課においては積極的に研究を進めて、一つの素材とすべきだ、そういう方向で研究をしてもらいたい、取り上げてもらいたいということを私は申し上げておる。

若干横道にそれましたが、次の問題は、自民党の公約として、父兄の負担を軽減するというのを大きく取り上げておったのであります。一体具体的な内容はどうかという事であります。公教育である以上、これを父兄の負担に帰するということは、これに教育上おもしろくない、だんだんそういう一つの弊害を生んでおると思うのです。PTAの経費あるいは、施設費、管理費、こういうものを負担する能力のある家庭、父兄はいいかもしれませんが、そうでない家庭の父兄は、もちろん負担することによって非常に経済的な苦しさを感じると同時に、負担してない場合にその家庭の子供に及ぼす影響というものは無形の形で教育をむしろおぼしめる。ですから、さういふことにおもしろくない、だんだんそういうものが、さういふものを取り除くことがこれまた文教上の大きな問題でなければならぬと思う。教材費等において本年度予算で一億八千万円ですが、昨年に比べて増加をしておりますけれども、しかし実際はこれがほとんど自然増であつて、この程度のもものはそれだけの負担を父兄から軽減したという事には当っておりません。その証拠に、この教材費に対する父兄の負担の割合を統計上見ますと、今なお所要額の約四一%、ほとんど五割に近いものがそれぞれ父兄の負担にのつておる。これが教育の実態である。ここにも問題がある。のみならず、建築費とかあるいは一般の学校の維持管理費、こういうものに至るまで、父兄の負担というものが、六三制が施行された当時よりは減つておると思ひますけれども、しかしながら今なお二割に近い比率をもつて父兄が負担を

しておる。さういふように義務教育がかなり負担がなければ行けないというような姿はまことに私はへんばであると思ひます。せっかく選挙に當つて公約をされたのでありますから、おそろく来年度の予算編成、さらには予算案の中には、さうした方面に対する重点的な考慮が加えられて予算が組まれるものと期待するのであります。大臣はそれらについていかなる構想をお持ちになつておるか、その点も承つておきたい。

○避屋国務大臣 義務教育における父兄負担の軽減の問題は、われわれといふまでもなく考へておることは、今度の選挙の公約におきましてそのことを掲げておられますことによつても御了承いただけると思ひます。本年度の予算におきまして若干のさういふ措置を講じておられますが、もちろんそれで十分とは考へておりません。しかし国の財政その他の都合もございまして、なかなか一気に思ひ通りに参らぬと思ひますけれども、できるだけ父兄負担の合理化をはかり、またその軽減をはかつて参るといふことにつきましては、辻原君と同じ考へ方をいたしておるわけでございます。次の予算の編成に當りまして、文部省としましては極力その方向に向つて努力をして参りたいと思ひます。

○辻原委員 教材費は別といたしまして、建築費とか施設費、いわゆる維持管理費等に至つては、従来やられていた建築関係の予算との見合いにおいて父兄の負担は軽減されていくものと考えますので、この場合にこれは文部省よりもむしろ国会側で非常に積極的であつた施設費国庫負担、この法案の中

に盛り込んでいる内容をさらに向上させ、同時に今まで不十分であつた方面に対する手当、たとえば土地取得費あるいは坪当りの基準、さういふものまで相当検討を及ぼして一つ新機軸を出してもらいたいと思ひます。内容についてわれわれも意見があります。それはこの際申さずに、父兄負担の軽減という問題は、維持管理費の面については、私は施設費の予算向上、それからこれについての法案の内容を向上させることとらへるの關係にある。だからあなた方が公約されている以上われわれはそれの実施について要求をいたしたい。またわれわれもそれらについてかなりの構想を持つております。だからこれも少くとも本年度予算の中においては相当われわれは期待をいたしておられます。またわれわれも努力をいたしたい。考へておいていただきたいと思ひます。

同時に父兄負担の内容にはまだまだたくさん内容があります。それは教科書費の問題、社会党としては諸外国の例にならつて漸進的ではあるけれども、できれば教科書の無償交付、これを実現したい。せめて教科書くらいはかかる子供にも同じ状態において持たせるといふ義務教育の無償の精神をこのところにおいて発揮させたい、さういふ考へ方に立つておられますが、従来までの政府の取扱ひは、貧困家庭あるいは必要保護児童に対してのみ教科書を与へるという事。私はこの委員会においてもさうした家庭の貧困の度合いによつて物を与えたり与えなかつたりするといふことはこれまた教育上非常におもしろくない点があるといふことを申し上げたことがあります。

す。しかし現実困つてゐる人に与へること、われわれはそれにとかくを言うのではありません。理想的な姿はさういふ観点ではなく、義務教育無償という精神から、やはり教科書程度のもは与へていくといふことにおいて、これはまた若干の父兄の負担が軽減されるのでありますから、さういふ点においても、買える者には与えないんだという考へ方を貫かれておられるのであります。その考へ方を一掃されて、一つ前進をしてもらいたいと私どもは考へるのであります。

それから給食費の問題とて同然であります。これもあなたが前回御就任當時に、私どもは超党派的にこれは農林省とも話し合ひをいたしまして、一つの構想を立ててやつたことがあると思ひますが、地域における酪農振興と結びつけて、外国からの脱脂粉乳の輸入をできるだけ抑へるという建前から、市乳を、特に農村地帯においては児童あるいは生徒の体位向上のためにほとんど国内産の牛乳を飲ませる、それに対して国家が保護政策をとる。学校給食と酪農振興というこの両面をあわせて思い切つてやつたらどうかといふことで、各方面のいろいろな賛同がありましたが、いまだに目の目を見ないのであります。私はさういふ点もまことに遺憾だと思ひます。さういふ点の一つの新機軸として何人も反対しないのでありますから、当時考へられたのはひとまず十億程度の予算、その程度のもので一つの進歩だと思ひます。それを出さることによつて少くとも農村における食生活の改善にも資するし、また学校給食に対する負担軽減といふことにもなるのでありますから、さういふ点に

まで一つ突つ込んだ具体的構想を、負担を軽減するという限りにおいては、総合的に立案されることが適切だと私は思ひます。思ひつきにきょうは教科書をいじつてみる、次は一つ何をいじつてみるという事でなしに、総合的に父兄負担の軽減をはかるというこの大題目に邁進をしてもらいたいといふことを大臣にお願ひをいたしておきます。

それからいま一つの柱として述べられました科学教育、技術教育、これの振興策についてであります。松永さんの當時にも少しはそれらしきものがうかがえました。しかしイギリスにおいて時の総理大臣が議會に声を大にして科学教育の振興、科学の振興を叫んだ、それに比較をいたしてみますと、私は今日の日本の科学振興という問題はまことに粗末であると思ひます。もちろん予算の問題にも歸しますけれども、予算の問題の以前に科学教育の一つの体系といふものがある。これは科学教育の重点といふものか、さういふものについて検討が、検討は行われておつても、それに取つ組む姿勢といふものがまだ不十分であるように思ひます。さういふことしの予算で理工系学生の講座を若干ふやしておられますけれども、その増加は、あげてみますとわずかに千七百名であります。これでは官学の理工系あるいは法文系との比率を變更させるものにも至りません。ましてや数多く抱えておるところの一般私立学校において、これをどうさうするといふところにはとてい手及んでいないのであります。この問題だけでも今後かなり努力を要する。さういふ形に科学技術教育を振興していこうとするのか、また六・三・三・四制の今

す。しかし現実困つてゐる人に与へること、われわれはそれにとかくを言うのではありません。理想的な姿はさういふ観点ではなく、義務教育無償という精神から、やはり教科書程度のもは与へていくといふことにおいて、これはまた若干の父兄の負担が軽減されるのでありますから、さういふ点においても、買える者には与えないんだという考へ方を貫かれておられるのであります。その考へ方を一掃されて、一つ前進をしてもらいたいと私どもは考へるのであります。

それから給食費の問題とて同然であります。これもあなたが前回御就任當時に、私どもは超党派的にこれは農林省とも話し合ひをいたしまして、一つの構想を立ててやつたことがあると思ひますが、地域における酪農振興と結びつけて、外国からの脱脂粉乳の輸入をできるだけ抑へるという建前から、市乳を、特に農村地帯においては児童あるいは生徒の体位向上のためにほとんど国内産の牛乳を飲ませる、それに対して国家が保護政策をとる。学校給食と酪農振興というこの両面をあわせて思い切つてやつたらどうかといふことで、各方面のいろいろな賛同がありましたが、いまだに目の目を見ないのであります。私はさういふ点もまことに遺憾だと思ひます。さういふ点の一つの新機軸として何人も反対しないのでありますから、当時考へられたのはひとまず十億程度の予算、その程度のもので一つの進歩だと思ひます。それを出さることによつて少くとも農村における食生活の改善にも資するし、また学校給食に対する負担軽減といふことにもなるのでありますから、さういふ点に

す。しかし現実困つてゐる人に与へること、われわれはそれにとかくを言うのではありません。理想的な姿はさういふ観点ではなく、義務教育無償という精神から、やはり教科書程度のもは与へていくといふことにおいて、これはまた若干の父兄の負担が軽減されるのでありますから、さういふ点においても、買える者には与えないんだという考へ方を貫かれておられるのであります。その考へ方を一掃されて、一つ前進をしてもらいたいと私どもは考へるのであります。

日の学制体系の中で、この科学技術の一つの教育というものをどういうところに位置づけようとするのか。この構想が重要になると思います。前大臣の構想についてはわれわれはほかに承知しましたが、新藤尾大臣としてこの科学技術教育をどこへどういうふう

に行政上処理し得べきものについては処理して参りたいと思います。金を要するものについては予算をたくさん取りたいと思います。そういう考え方でもって努力を重ねて参りたいと思うのでございます。

が、大体毎年二万五千程度アメリカのC・C・Cから輸入いたしております。そのほかにアメリカの贈与物資といったしまして五カ年計画で大体一万八千トンの脱脂粉乳、いわゆるミルクが輸入されております。そのほかに国内の酪農との関係でございますが、これは農林省の方で何とかその方の振興をはかつてやらなければならぬというわけ

とえば学制の問題、この前に出された専科大学等の一つの構想、あるいは六・三・三・四制の中で新たにそういうものを検討して設けていくかどうか、また改善を加えていくかどうか、こういう問題が一つあると思います。それから勤労青少年の問題について、おそろしく中教審の答申の問題はそれに触れたのではないかと思ひますが、その問題は答申自体内容が相当広範にわたっておりますので、今申し上げません。ただ一般的に六・三・三・四制の中で、特に中堅程度の科学技術の養成をどうするか、こういう点

律案が提出されております。そのほか、格別一般の關係におきまして特に制度をどうするかということか、こういうようなことは考えておられません。この専科大学の問題につきましては、いろいろ御議論のあるところでございまして、文部省としましてはこの前の国会に提出いたしておることでございますので、一応その提出のつもりで現在おるわけでございしますが、時間的余裕もあることではありますので、私としても十分検討いたして参りたいと思ひるのでございます。

○灘尾国務大臣 科学技術教育の振興ということは、私は最も熱意を入れてやっております。一つでありまして、前に在任中に中央教育審議会にもこの考えを持って振興方策を諮問いたしましたことは御承知の通りであります。その結論も出ておることでございますので、私としましてはここの中央教育審議会に出されました答申の趣意を尊重いたしまして、できるだけこれが実現に努力したいと思ひるのでござい

○灘尾国務大臣 学校給食と酪農振興の問題を結びつけて考えるということ、確かに私は研究の価値のある問題だと考えるのであります。どういふふうにならば一番よろしいのかというように、やり方等につきましても検討を要すると思ひるのでございしますが、私としましてはこの問題は一つの考究を要する問題として何らかの考えをきめたい、現在はいくつに考へておるわけでありまして、またその点につきまして省内におきましていろいろ相談をしたというふうなことはございませ

が、大体毎年二万五千程度アメリカのC・C・Cから輸入いたしております。そのほかにアメリカの贈与物資といったしまして五カ年計画で大体一万八千トンの脱脂粉乳、いわゆるミルクが輸入されております。そのほかに国内の酪農との関係でございますが、これは農林省の方で何とかその方の振興をはかつてやらなければならぬというわけ

とえば学制の問題、この前に出された専科大学等の一つの構想、あるいは六・三・三・四制の中で新たにそういうものを検討して設けていくかどうか、また改善を加えていくかどうか、こういう問題が一つあると思います。それから勤労青少年の問題について、おそろしく中教審の答申の問題はそれに触れたのではないかと思ひますが、その問題は答申自体内容が相当広範にわたっておりますので、今申し上げません。ただ一般的に六・三・三・四制の中で、特に中堅程度の科学技術の養成をどうするか、こういう点

律案が提出されております。そのほか、格別一般の關係におきまして特に制度をどうするかということか、こういうようなことは考えておられません。この専科大学の問題につきましては、いろいろ御議論のあるところでございまして、文部省としましてはこの前の国会に提出いたしておることでございますので、一応その提出のつもりで現在おるわけでございしますが、時間的余裕もあることではありますので、私としても十分検討いたして参りたいと思ひるのでございます。

○灘尾国務大臣 科学技術教育の振興ということは、私は最も熱意を入れてやっております。一つでありまして、前に在任中に中央教育審議会にもこの考えを持って振興方策を諮問いたしましたことは御承知の通りであります。その結論も出ておることでございますので、私としましてはここの中央教育審議会に出されました答申の趣意を尊重いたしまして、できるだけこれが実現に努力したいと思ひるのでござい

○灘尾国務大臣 学校給食と酪農振興の問題を結びつけて考えるということ、確かに私は研究の価値のある問題だと考えるのであります。どういふふうにならば一番よろしいのかというように、やり方等につきましても検討を要すると思ひるのでございしますが、私としましてはこの問題は一つの考究を要する問題として何らかの考えをきめたい、現在はいくつに考へておるわけでありまして、またその点につきまして省内におきましていろいろ相談をしたというふうなことはございませ

が、大体毎年二万五千程度アメリカのC・C・Cから輸入いたしております。そのほかにアメリカの贈与物資といったしまして五カ年計画で大体一万八千トンの脱脂粉乳、いわゆるミルクが輸入されております。そのほかに国内の酪農との関係でございますが、これは農林省の方で何とかその方の振興をはかつてやらなければならぬというわけ

とえば学制の問題、この前に出された専科大学等の一つの構想、あるいは六・三・三・四制の中で新たにそういうものを検討して設けていくかどうか、また改善を加えていくかどうか、こういう問題が一つあると思います。それから勤労青少年の問題について、おそろしく中教審の答申の問題はそれに触れたのではないかと思ひますが、その問題は答申自体内容が相当広範にわたっておりますので、今申し上げません。ただ一般的に六・三・三・四制の中で、特に中堅程度の科学技術の養成をどうするか、こういう点

律案が提出されております。そのほか、格別一般の關係におきまして特に制度をどうするかということか、こういうようなことは考えておられません。この専科大学の問題につきましては、いろいろ御議論のあるところでございまして、文部省としましてはこの前の国会に提出いたしておることでございますので、一応その提出のつもりで現在おるわけでございしますが、時間的余裕もあることではありますので、私としても十分検討いたして参りたいと思ひるのでございます。

○灘尾国務大臣 科学技術教育の振興ということは、私は最も熱意を入れてやっております。一つでありまして、前に在任中に中央教育審議会にもこの考えを持って振興方策を諮問いたしましたことは御承知の通りであります。その結論も出ておることでございますので、私としましてはここの中央教育審議会に出されました答申の趣意を尊重いたしまして、できるだけこれが実現に努力したいと思ひるのでござい

○灘尾国務大臣 学校給食と酪農振興の問題を結びつけて考えるということ、確かに私は研究の価値のある問題だと考えるのであります。どういふふうにならば一番よろしいのかというように、やり方等につきましても検討を要すると思ひるのでございしますが、私としましてはこの問題は一つの考究を要する問題として何らかの考えをきめたい、現在はいくつに考へておるわけでありまして、またその点につきまして省内におきましていろいろ相談をしたというふうなことはございませ

が、大体毎年二万五千程度アメリカのC・C・Cから輸入いたしております。そのほかにアメリカの贈与物資といったしまして五カ年計画で大体一万八千トンの脱脂粉乳、いわゆるミルクが輸入されております。そのほかに国内の酪農との関係でございますが、これは農林省の方で何とかその方の振興をはかつてやらなければならぬというわけ

とえば学制の問題、この前に出された専科大学等の一つの構想、あるいは六・三・三・四制の中で新たにそういうものを検討して設けていくかどうか、また改善を加えていくかどうか、こういう問題が一つあると思います。それから勤労青少年の問題について、おそろしく中教審の答申の問題はそれに触れたのではないかと思ひますが、その問題は答申自体内容が相当広範にわたっておりますので、今申し上げません。ただ一般的に六・三・三・四制の中で、特に中堅程度の科学技術の養成をどうするか、こういう点

律案が提出されております。そのほか、格別一般の關係におきまして特に制度をどうするかということか、こういうようなことは考えておられません。この専科大学の問題につきましては、いろいろ御議論のあるところでございまして、文部省としましてはこの前の国会に提出いたしておることでございますので、一応その提出のつもりで現在おるわけでございしますが、時間的余裕もあることではありますので、私としても十分検討いたして参りたいと思ひるのでございます。

○灘尾国務大臣 科学技術教育の振興ということは、私は最も熱意を入れてやっております。一つでありまして、前に在任中に中央教育審議会にもこの考えを持って振興方策を諮問いたしましたことは御承知の通りであります。その結論も出ておることでございますので、私としましてはここの中央教育審議会に出されました答申の趣意を尊重いたしまして、できるだけこれが実現に努力したいと思ひるのでござい

○灘尾国務大臣 学校給食と酪農振興の問題を結びつけて考えるということ、確かに私は研究の価値のある問題だと考えるのであります。どういふふうにならば一番よろしいのかというように、やり方等につきましても検討を要すると思ひるのでございしますが、私としましてはこの問題は一つの考究を要する問題として何らかの考えをきめたい、現在はいくつに考へておるわけでありまして、またその点につきまして省内におきましていろいろ相談をしたというふうなことはございませ

が、大体毎年二万五千程度アメリカのC・C・Cから輸入いたしております。そのほかにアメリカの贈与物資といったしまして五カ年計画で大体一万八千トンの脱脂粉乳、いわゆるミルクが輸入されております。そのほかに国内の酪農との関係でございますが、これは農林省の方で何とかその方の振興をはかつてやらなければならぬというわけ

とえば学制の問題、この前に出された専科大学等の一つの構想、あるいは六・三・三・四制の中で新たにそういうものを検討して設けていくかどうか、また改善を加えていくかどうか、こういう問題が一つあると思います。それから勤労青少年の問題について、おそろしく中教審の答申の問題はそれに触れたのではないかと思ひますが、その問題は答申自体内容が相当広範にわたっておりますので、今申し上げません。ただ一般的に六・三・三・四制の中で、特に中堅程度の科学技術の養成をどうするか、こういう点

律案が提出されております。そのほか、格別一般の關係におきまして特に制度をどうするかということか、こういうようなことは考えておられません。この専科大学の問題につきましては、いろいろ御議論のあるところでございまして、文部省としましてはこの前の国会に提出いたしておることでございますので、一応その提出のつもりで現在おるわけでございしますが、時間的余裕もあることではありますので、私としても十分検討いたして参りたいと思ひるのでございます。

ていかなければならぬ、こういうふう
に考える。その趣旨で、たとえばわが
党から参議院に定時制あるいは通信教
育の拡充のための振興法の一部改正を
提出してあるのでありますが、せめて
その辺のところまで私は踏み切れるの
ではないかと思う。それだけが勤労青
少年の教育じゃありませんけれども、
この点にもっと日を当てる政策、これ
が今日考えられなければならぬと思
います。新聞等の発表の数字を見まし
ても、約八百五十万人がその対象だと言
われておりまして、中学校を出て高等
学校にすら進学できないで直ちに職業
戦線に立つ青少年というのが八百五十
万、一千万に近い数があると言われて
おる。この教育をもしなおざりにする
ならば、幾ら口で機会均等を言いまし
ても、これは成り立たないのではありません
から、この勤労青少年に対する教育振
興という問題を広く採用してもらいた
いと思います。今度あなたの方の予算案
で政府が取り上げた例の育英制度の進
学保障制度ですが、この問題はどうも
私は一つの英才教育のおいがつきま
とって仕方がないのであります。それ
も一つの方法であるかもしれませんが、こ
れども、それよりもっと幅広く、この
勤労青少年に教育の場を与える。――

青年学級をやればいいじゃないかと
いう議論にわれわれはかつて反対し
ました。その理由は、青年学級で学識
あるいは技術を習得するかもしれない
けれども、しかしこれらの者が同じ
教育を受けたという、そういう一つ
の資格を獲得して就職戦線には立てな
いじゃないかと私は反論したのであり
ます。そういう意味で、やはり重点は、
せっかく戦後設けられた高等学校の定

時制があるのだから、あるいは通信教
育によつて学歴、資格というものを獲
得する道があるのだから、やはり現実
に考えた場合に、資格を与えることに
よつて十分その教育を受けるというこ
とに熱意を持たせる、このことの方が
より緊要である。だからそれに重点を
置いて、そして青年学級はまた違つ
た観点において取り上げるべきじゃな
いか。青年学級をやるから定時制の方
はこの程度でいいのだという考え方は
改めなければならぬと思います。そう
いう意味で一つ大臣に、この勤労青少
年教育というものをどういう構想で進
められていくかとしておるか、その構
想があれば一つ承わつておきたいと思
います。

○瀧尾国務大臣 勤労青少年に対する
教育をさらに充実し、また発展させる
ということは、私はやはり文教行政の
一つの大きな柱だと考えています。従
いまして、この方面のことについても
もちろん努力はいたすつもりでござい
ます。結局御趣旨におきましては、辻
原君の仰せになりますことと私の考え
ておりますこととの間に、大した違い
はないと私は思うのであります。問題
は、これをいかにして実現するかとい
うところにあると思ふのであります。
文部大臣といたしましては、せいぜい
その実現のために努力をするというこ
と以外のことを申し上げる何ものもな
いのであります。願わくは皆さん方の
御協力を得て、この方面のことにつ
いてもさらに数歩を進めることができま
すようにお願いをいたしたいと思ふの
であります。またお気づきの点なり、
こういうことをやたらどうだという
ような御着想でもありましたら、一つ

それをわれわれにもお示しをいただき
たいと思ふのであります。

○辻原委員 大臣は、一つの問題とし
て体育の向上と体育の振興を取り上げ
られております。われわれかねがね期
待をしておりました体育局も新設せら
れまして、今後の活動に非常に大きな
希望を寄せておるのであります。そこ
ろがどうもアジア大会でのあの運営等
には若干私どもの遺憾な点が多いので
あります。かつて私はこのスポーツ界
における派閥の問題を取り上げたこと
がありました。だんだんと一つまた機
会を見て十分掘り下げてみたいと思
ふのでありますけれども、どうも納得い
かない点があります。少くともスポー
ツというものは、体育向上だけじゃ
なしに、明朗な一つの国民的な気持を
作り上げる。健全にして健康な社会環
境を作り上げるということにこれまた
目的があるものであります。それは芸
術その他一般文化の発展向上という問
題と軌を一にするものであります。そ
ういう意味で、私はスポーツ振興と一
般健全文化の向上ということを切り離
しては考えられない。たとえば国立劇
場の設置の問題あるいは国立競技場の
設置の問題は、同じような一つの国民
的願望から生まれてくる、こゝ把握し
ている。ところがせっかく競技場を
作つて、初めて諸外国から招待をした
アジア大会が、ああいうふうな子供の
犠牲において開催をされた、こういう
ような運営は、これは運営に当つた人そ
れぞれの責任だといへばそれまでであ
りますけれども、体育局何ししているか
とこれは怒られても私はやむを得ない
と思ひます。しかし今はそれに触れる
ことが目的ではありませんので、ここ

では触れませんが、このスポー
ツ振興ということとは、一部の優秀な選
手を養成するとか、あるいは一部のそ
ういうような系統に携わっている人々
の気持を満足させるとかというふうな
形で、これを運営されてはとんでもな
いのであります。幅の広い形において
国民の体育を振興させるという目的の
もとに今後運営してもらわなければな
らない。私はその点については特に大
臣に留意してもらわなければならぬ
と思ひます。こうした一つの面がかり
な事業計画が文化の面、体育の面で行
われるたびに、いろいろのややこしい
問題がそれに付随して起るといふこと
は遺憾なくくであります。たとえば国
立劇場の問題にしても、今なお敷地が
決定しないのは一体どういう理由か、
こういうことも私は問題の発展によつ
てお尋ねいたさなければなりません。
これは在来から、ともかく早く建設を
して、そして無形文化財を長く伝え
るという一つの芸術的な色彩を持った
国立劇場を、私どもは歓迎しておる
わけでありまして、ところが敷地一つが
あつちこつちに振り向けられて、どこ
から圧力がかかるか知らぬけれども、
とにかく決定を見ていないのが現実な
んです。こういうことは私は非常にお
もしろくないと思ふ。それが最も好適
地であり、可能地であればさつさとき
めればよい。質問をした機会でありま
すから、一つこの国立劇場の問題につ
いても伺つておきましょ。敷地はい
つきますか。どこにきまる予定で
ありますか。

○瀧尾国務大臣 体育の問題について
の考え方につきましては、私も全く辻
原君と同感であります。大体そういう

心持を持つて進みたいといふことはか
ねがね申し上げておつたと思ふのであ
りますが、御趣旨に沿うように私とし
てもやつて参りたいと思ひます。

また今回のアジア競技大会における
運営の問題につきまして、今後の非常
に貴重な参考になったと思ふのでござ
います。今後運営上かれこれ問題の
起らないように十分気をつけて参りた
いと存じます。

国立劇場の問題につきましては、た
だいま敷地の問題につきましていろいろ
ろやつておるところでございますが、
その経過については関係の者より答弁
させていただきたいと思ひます。そう
遠からざるうちに決定するものと私は
考えております。

○清水説明員 文化財保護委員会の事
務局の次長をやつておりました関係
上、経緯を簡単に御説明申し上げま
す。国立劇場をどこに建てるかという
問題はいろいろな方面からの要望があ
りました。大体しぼつて参りますと、
御承知のように都会の中心でなけ
ればいかぬ、交通の便利がよくなけれ
ばいかぬというふうな立場から考え、
また国有地でなければならぬというこ
ころから考えまして、しほりにしほり
まして、青山一丁目のところにあるま
す青山御所の一角、さもないならばバ
レ・ス・ハイツ、どちらかにきめなければ
いかぬということで、国立劇場の協議
会あるいは文化財保護委員会あるいは
その他の方面で今検討をいたしてお
りまして、今まで私の知つておる限り
におきましては、諸般の事情を勘案の結
果、おそらくバレス・ハイツになる可
能性が強いように一カ月前までは伺つ
ております。しかしそこは将来の交通

事情や、それから地下鉄なんかの関係でいろいろ意見がございまして、そういう意見の調整を今やっておるうちに承わっておりますが、約一カ月ばかり前の情勢を簡単に申しますとそういう事情でございまして、いすれ近いうちにいすれかにはきまるのではないかと思っております。

○辻原委員 これはわれわれも大体四月中にきまるのじゃないかと実は期待をしておった。また国立劇場の設置準備会の方でもそういうような要望をしておったとは思いますが、当時私どもの聞いた範囲によると、現在の内閣ではありませんが、この前の内閣の有力な閣僚が強力に反対したために青山御所がつぶれたと聞きます。ところが常識的に考えてみれば、御所の一部を使うことは宮内庁もそれから関係筋も了承している。立地条件としても非常に適当だ。ところが三宅坂のバレス・ハイツの方は、だれが考えても、交通あるいはその他の住宅の関係等から見れば青山御所よりも落ちるというところが考えられる。ところが持主の方が使つてほしいと言ひ、立地条件がいいというのに、それにきまらない。これは清水さんのお話で責任者ではありませんが、私は追及するのではありませんが、バレス・ハイツにきまるというよりな話のあたりは、先ほど私が抽象的に申し上げたように、まことに解せない。こういう点大臣はまだ十分お聞き下さつてないかもしれないが、大臣の所管である文化財保護委員会、この関係であります。だからせっかく国費を投じて国民期待のうちに作る国立劇場でありますから、立地条件といふ、将来の協力面といひ、私は少くとも

万人の納得のいくような形においてきめてもらいたいと思う。いやしくもこれらの土地の決定等にいろいろな別の実務が入ってくるなどというものは、大臣の責任において厳に排除しなければならぬと私は思う。いかがでございませうか。

○藤尾国務大臣 どこにでも建てるといふわけに参りませんので、結局適当な土地を東京の市内で決定するということになるわけでありまして、今話のございましたように、これまで問題となりました個所はつまり青山御所の一角、それからバレス・ハイツの問題でございまして、この両方についてどうするかというところにきましては、いろいろ意見もあり、議論もあるところでございしますが、辻原君の仰せになることも、何かそこに妙な関係等もあつても、のきまるといふことは、これは私としては絶対にきつてはならない。結局をそれぞれの関係方面において了解がついたものについて決定をする以外にはないと思ひます。いすれにしても、なるべく早く結論を得るよう努力をして参りたいと思ひます。

○辻原委員 それからも一つ聞いておきたい問題があります。これは文化の面ではありませんが、先ほどの科学技術の関係で先国会、その前の国会等において私も非常に関心をもちました。南極観測についての意見の調整がまださだかではない。これも純粋な科学の分野においては、科学者の関係においてはぜひこれは継続したいと言ひ、ところが内閣においてはそれに異論があるといふのであります。せつかく予備観測と本観測と二カ年続いた成果を具体的に国民の前に公表させないままに中絶してしまふということとは、これはあまりにも惜しい。こういうことから、私はそれらについては、できれば最善の努力をして、再検討してでも実施することが至当ではないかと思ひのであります。一体大臣はこの点についてはどう考えますか。

○藤尾国務大臣 御質問をいただきました。まことにありがたいと思つております。実は本日この席上で一応申し上げようと思つたことの一つでございまして、南極観測につきましては、今後二カ年にわたつて継続するという方針を本日閣議で決定いたしました。この方針に基いて急速に準備を進めて参りたいと思ひております。さよう御承知をおきを願ひます。

○辻原委員 幸いに本日の閣議で従来のいきさつから進んで継続方針が確定せられたということでありまして、それについて私の心配は消えたのであります。この際要望しておきたいことは、これは予備観測、本観測を通じてわれわれも当委員会指摘をいたしました。それは現地の気象状況の把握、あるいは持つて行く宗合あるいは予備観測の際の随伴船海鷹丸、こういうものの装備等について非常に懸念される点が多かつた。ですから、われわれは少くとも国費を投じ、またいろいろ意見のある中で、今後遂行していくという限りにおいては、事前の準備、これは大きく国民に協力と呼びかけてでも私は遂行すべきではないかと思ひます。科学技術の振興、科学の振興が言われる際に、まことに貧弱な成果しか期待せられないような形において科学者にその観測を実行せよと迫ることは、これは行政あるいは政治をやる

者のとるべき立場ではなからうと思ひます。こういうときこそ十分科学者をしてその探求を行なつてもらへるよう、に諸準備に遺憾のないように、特に本部長としての責任にあらはれる大臣は押し進めていただきたい、これは希望であります。

次に教育の中立性、それから道徳教育の問題について大臣は触れられまして、道徳教育の問題につきましてもいろいろ論議を重ねまして、われわれは学校教育の中での道徳教育というものは、特別に時間を設定したり、徳目を要綱的に並べてそれを押しつけるがごとき教育に於いては、その成果が期待できないという主張を今日まで続けてきたのであります。ところが、はしなな四月の二十六日、二十七日に道徳教育研究大会といふものが、かなりの規模において開催をされております。それらの成果につきまして新聞の報ずるところを見ますと、われわれの危惧、また私どもがむだではないかと懸念をしたような点が、その研究大会の中においてかなり指摘をされております。その一つの見えるべき特徴的な意見は、こう言つておるのであります。それは、文部省が四月に流した道徳教育の指導要綱ですか、これらに基いてそれを実践してみた、ところがその程度の事柄は、従来社会科等において十分取り扱つておつて、成果が上つておる。ところが文部省の指導の方向は、特設したその時間内においてこのことをやれ、こういうふうになつておる。たとえば小学校の六年に夏休みの計画を立てて、その夏休みの計画を立てるのは、従来社会科の中に十分お互いの研究の課題として取り行われておつ

て、何らそこに遜色がなかつた。それを、特設した時間においてやらせるような方向に方向にと、この指導要綱は持つていつておる。そうするならば、ごく自然に社会科において取り行われる、そういう自然に身に付くところの教育と、特別に道徳教育と銘打つたその單元の中で行われるこの実践要綱の道徳教育といふものが、並列的な形になつてくるのではないか、こういうことがこの意見の発表の中で懸念されておるのであります。私どもは、少くとも身につく道徳といふものは、一般社会の中においても、ただ教える、ただ特別の場合にだけやらせるということだけではだめなんだ、日常二十四時間の生活の中に自然に会得するもの、これがほんとうに身に付く一つの教育である、こういう主張をしておる。その点で、私は第一回のこの研究大会においても同様の主張が出てゐるというところは、文部省は傾聴すべきだと思ひます。時間を特別に作ることは、指導要綱を流して徳目を並べることが道徳教育の振興ではありせんということ、このことについて何か今後の指導方向として、あなた方は考えられる点がありますかどうか、この点を承わつておきたい。

○藤尾国務大臣 道徳教育をしつかりやらなくちゃならぬということが基本の考え方でありまして、従ひまして、道徳教育の効果を上げるのには、一体どうするかという問題が基本問題であらうと思ひます。その点に關連いたしましたいろいろな検討いたしました結果、成果を得て前の大臣がこれを実施に移されたわけでありまして、私はその成り行きといふか成績といふも

のを見て参りたいと思うのであります。今日まで文部省がとつておりました方針なりやり方等について、これを變えようとか何とかいう考えは持つておりません。しかし目的は、いかにして効果を上げられるかという問題であらうと思ひますので、その実施の過程において、あるいは改善を要するものがあれば改善をしていく、あるいは検討を要するものがあれば検討していく、これにやぶさかではありませぬ。しばらくその成り行きを私は見たいと思ふのでございます。

なお詳細の点につきましては、政府委員からお答え申し上げます。

○内務府委員 このたびの道徳教育の時間の特設は、御指摘のように全教科でやるというのを否定しておるわけではございません。ですから、社会科学その他各教科及び教科書外活動で行うところの道徳教育をさらに補充し、あるいは深く掘り下げる、あるいは断片的なものを統合していく、こういう意味で一時間の道徳教育の時間を特設したわけでございますので、この一時間の特設によりまして、学校全体としては、従来も道徳教育の指導計画というものを作つております。ですからその指導計画の中で、道徳教育の特設の時間とやら分と、それから各教科及び教科外活動でやる分とに振り分けられると思ひます。そういう意味で、この一時間の道徳教育の時間が全教科の中で果す役割は相当大きいものではなからうか。ですから、御指摘になりましたように、全教育活動でやる立場を少しもくずしてないわけでありませぬ。それから先ほど御指摘になりましたように、この指導目標でございます。

が、これは小学校については三十六の指導目標が出ておりますし、中学校につきましては二十一の指導目標が出ております。これも先ほど御指摘になりましたように、従来やつていたようなところのものをまとめた程度のものでございませぬ。ですから指導目標が明確になりませぬ。全教科でやるという場合にも非常に効果を上げ得るのではなからうか。今までおぼろげにしていたものが明確にされた、それによつて学校生活の中における道徳教育を強力に推進したい、こういう趣旨でございます。

○辻原委員 そういふふうに説明はできますけれども、問題は、全教科でやるのを妨げていない。むしろ実際全教科でやる場合にはこれは生活指導だと思ふ。生活指導は、これは従来の教育の方法論の中にも取り入れられておつたわけですね。ですからそれをあえて道徳教育という形で取り出したというところに非常に無意味さを感じつたところがある。私はその実践の結果ではないかと思ひます。だから生活指導であり、また全教科の中で妨げないし、よりよく全教科の中でマッチしてやるならば、それにこそ重点を置かないのか、わずかに一時間の特設時間を設定してやるというところに、それはどの価値があるかということを私は言ひたい。これをまた悪くすれば、全教科で生活指導をやることの方が、よりむしろ、より高度な研究と、より継続的な熱心さというものが必要とされるのである。もしこういう事態になったら、私は非常におそろしい結果が起ると思ひます。教育上マイナスの結果が起ると思ひます。それは、特設時間ができたのだから、むしろ全教科で一つの指導方法をできるだけあれて、いわゆる道徳教育らしきもの、生活指導らしきものは、そのきめられた時間にやればいいのだと思ひなかつたと思ひます。これは私はゆゆしい問題だと思ふ。それこそ形式教育、形式的な徳目教育に終つてしまふと思ふ。そういうことをなからしめるためにも、私は困難な方法を採用して、より効果の上の一つの研究に頭を突っ込んでいくことが、より望ましいのではないかと、こう申しておる。これは議論が分れますし、だんだんとその結果については明らかになつてくると思ひます。これは今後われわれも十分一研究をしていきたい。またあなた方も、道徳教育を何がしかにおいをもつてやらせるのだという印象を世論に与えたこの特設科目の問題にこだわらないで、問題研究の成果が、従来のいわゆる社会科学を中心とした全教科における生活指導方針のやり方が成果が上り、そのことの方が新教育の目的を達成するということであれば、既往にこだわらず、私はそういう方法に改めていくべきではないかと思ふ。その間空疎な、そしてまたへたをすればきつめて安易な方法に走るようなそういう指導というものは、これは考へるべきだと思ひます。道徳教育の問題についてはだんだんと問題が出るだらうと思ひますので、その程度にいたしておきたいのであります。

それからやはりこれは自民党の公約というところで、最近自民党の教育政策は、言葉にして言へば、教育の中立性に藉口し、実際やつてゐるのは勤務評定、これだけじゃないかという、これは率直に申せばそういう印象を与える

ような一つの問題が全国的に巻き起されてゐるわけでありませぬ。勤務評定のはあるか非であるかは、私はもつと掘り下げて議論をかわすべきではないかと思ひます。ところが問題はそれでなしに、教職員のつとめておるこれの反対運動の問題について、これをあおつつけることによつて今日かなりの成果を政府も上げてゐるようでありませぬ。しかし私はもつと冷静に、少くとも行政の担当にある者は、その行政の指導を受けるという立場にある教育職員とは親と子の関係にあると思ふ。そういう立場も、場合によれば必要じゃないか。向うがこうやつてくるから、おれの方もこういくんだ、向うが折れなければ、おれの方もそれについて何ら考へる余地はないのだ、こういうことは、高い行政の立場に立つた、あるいは政治家としての、少くとも大臣あたりがとるべき態度ではないかと思ひます。何と申しましたも、今日勤務評定を中心にして巻き起つてゐるこの教育上の問題というものは、教育上好ましい姿でないと思ひます。それだけに文部省なり、あるいは全国都道府県教育委員会の責任というものは免れないと思ふのです。やつてくる方が悪いのだという簡単なことでは、長い歴史の過程から見ると済まされない問題です。かなえの軽重を問はれてゐる。また今後問はれると思ふ。だから下手な、何といひますか、敵は本能寺にありといふような目的をもつてこの問題を考へておつたならば、私は、文部省の教育行政、ひいては各都道府県教育行政というものは、国民から批判をされ、国民から信用を失なつていくと思ふのです。だからこれらの問題についての

すみやかなる事態の解決に、文部省も文部大臣も腹をきめて対処していかなければならぬと思ひます。押しの一手というものが、文部省の取るべき態度ではない。事が起れば、指導官が視学官か何か知りませぬけれども、地方に来て、いろいろお指図願ふということでは、文部省の端の端なことです。そういうことは地方にいたすに紛糾を起すもたんとせぬ。だからあなた方はもつと大所になつて、この問題についての処理を考へてもらいたいと思ひます。大臣はこの閣議院で、教育の問題については日教組とも語り合いたい、こういうお話をされておりました。この一言でも世間には好意を与えると思ふのです。だからそういう意味で、大臣は率直に、政治家として、裸になつて語り合ふ。お互いに見解の相違はどこにあるかというところまで見きわめられて、そして取り組んでいくという気概を持つて——与党がだいたい手きびしい、わしはその土台の上立つた大臣だといふような考へ方では、灘尾文政が後世史家にたたえられるというところは、私はないと思ふ。一つこれらについて大臣の、与党席が前でありませぬけれども、御遠慮のない所信を承りたい。

○灘尾国務大臣 勤務評定の問題について何か私が与党側の関係で、いやいやながらやつてゐるというふうな意味にもとれるような御発言でございますが、さうなことは絶対ございませぬ。すでに前に在任いたしておりました。この問題が起つたわけでございます。私は実ははなはだうかつなことでありませぬが、戦後の制度にうといものでございませぬから、そういうふうな制

度があるということすら、その当時よく知らなかったのでありますが、ただこの問題を契機といたしまして話を伺いました結果、これは全国的に実施すべきものであるという結論に到達したものであります。その実施につきましては、もちろん地方の都道府県の委員会のやることであります。文部省といたしましては、現行法が存在しております以上、合理的な勤務評定というものが実施せられることが望ましいことと考へるものであります。その意味をもちまして事務局においても検討してほしいというのを申しましたのであります。その後だんだんと物事が進行して参りまして、勤務評定の実施ということが今日地方の問題として行われておるわけでありまして、これを中心としましていろいろな問題が生じておりますことは、先ほど申しましたように、私は日本の教育界のためにはまことに不幸なことだと思つてあります。また今日の事態というものは、実に遺憾千万であると申し上げたいのであります。なるほど重要な問題には違ひございせんけれども、しかし現在の法律を改正すれば、また別であります。あるいはまた廃止すればこれは別でございすけれども、現行法というものが、それに基づいて勤務評定を全国的に実施しよう、おそまきながら全国的にやつていこうという際に、この建前を否定せられるという態度は、これは一つお考え直しを願いたいと思つてあります。もしこの法律が憲法であるということであるならば、法律改正の意見として出ることについては、これはかれこれ申す筋ではない。またその実施内容につきま

していろいろ御意見があり、その御意見を申し出られることも、何ら差しつかえないことであります。実施に当りましてはできるだけ合理的な案をもつて進んでいくということが当然のことであるので、いい案をもつてこれを実施するということについては、われわれも何ら異存はございせん。従つて、さういふ意味におきまして、各方面の方々の意見をすなおに気持で承つて、いい案をもつてこれを実施するということについては、何れも私は申すべきことではないと思つております。頭からこの実施を拒否する、これを阻止することに、法でもつて問題をせられておるような行動にまで移つてこれを阻止するといふ態度は、これはぜひお考え直しを教組の諸君にも願わなければならぬと思つてあります。願わくはすみやかに教組本来の姿に帰られまして、和氣あいあいのうちに物事が進んでいくような事態になりたいものと、心から私は願ひいたしております。そつういふことでありますので、教組の諸君と会つていくことにつきましても、何れこれを拒否する理由はございせん。いつでもお目にかかつていいのであります。しかしこの問題についてはあくまでも現行法があり、この施行の責任があります文部大臣といひましたのは、これが合理的な施行といふものをはかつていく責任があると思つてあります。この建前をくずすわけには、私は参らぬ。従つて、その建前の上に乗つていろいろ御意見があるといふことなら、いつでも承つて差しつかえない、かように考へておる次第でございす。

○辻原委員 私は、大臣ともこの問題について今後互にかなり論議をしなければいかぬと思つてゐます。それはこのわらない立場で論議したいと思つてゐます。今、教職員との間に和氣あいあいのうちに話し合ひをしたい、これは私は双方ともさういふ気持があるのだらうと思つてゐます。しかし、やはり片方において一つの問題を投げかけて、波紋を投じている側の責任といふものは、私は相当考へてもらいたいと思つてゐます。波紋を投じて、そつうしてかなり意圖的なものをもつてやらかけておいて、それに屈服しないで刃向つてくる者は、これはいけない、こつういふうにきめつけてかかるところに、私は問題があるのではないかと思つてゐます。

それともう一つ言ひたいことは、私は文部省は非常に卑怯であつたと思つてゐます。それはなぜかといふと、現在とどまるところを知らない、尽きるところを知らない、泥沼の形で、各県各県がそれぞれ異なつた形において、教育委員会と教職員との間に抗争が行われておる。それに対するそれぞれの立場を固執するといふ形で問題が展開されておる。この実情を見るに、文部省はみづから解決をしていかなければならぬ問題を各都道府県に問題に帰したといふことが、さういふ問題が複雑化している。当初われわれが聞いたところによれば、これについて文部省が責任をもつてやるのだといふ。ところがだんだん事態が推移したのを見れば、教育委員会がこつうで一つの試案を作つたといふものが、各府県に持ち帰られて、それが一つの尺度になつておる。そしてあれは何々県

の教育委員会が自主的にやつてゐるのですから、こつういふことで逃げていゝ。ところが裏に回つてみると、どんな文部省から電報も来れば、指導官も飛んでくる。文部省へ行けば、だらしがないとしかりとばす。そんな勤務評定もよろやうな県には補助金もやらぬぞ。私はさういふことがないとは言わさぬ。現実にあるのです。さういふような行き方を裏面として、表面は、私どもは単なる指導、助言をしておるのであります。さういふことでは、ますます事態は紛糾するばかりです。あなた方が信念を持つてゐるということならば、何で文部省が全責任をもつてこの問題に当らなかつたか。こつういふことも、私は今日になつたら言わなければならぬ。さらに言へば、これは大臣が今言われたように、法律にあるからといふことを、大臣のみならず、地方に行つてみても、そのことを非常に金科玉条として言われるのです。ところがさういふことは、文部省内部の当時地方公務員あるいは教育公務員特例法の関係が扱われた人は、記憶があるだらうと思つてゐます。その時の勤務評定などというものは、今と目的も何も全く違つてゐないか。かつての不合理な、人中心の人事管理といふものは民主主義にそぐわないといふ意味で、一般原則としてこの勤務評定といふものが言われた。その勤務評定は何も表にしてやるというより勤務評定ではなかつたはずで、さういふことは、アメリカにおいても、イギリスにおいても、なかなか言ふべくして行われないといふことは、当時アメリカが、日本に持つてきた法律の責任者などが言つておつたはずで、だから

こそ、人事院において研究しても成案がでない。文部省において研究しても成案がでない。じつせん日を送つた。しかしその間にいわゆる勤務評定と言へば言へなくもないような人事管理が行われてゐなかつたかといふと、決してさうではない。そこに世間の大きな誤りがあると思つてゐます。人事を、何も持たないで、これは氣に入つたからやるといふようなことは、戦後行われてゐなかつたと思つてゐます。少くとも現在の評定の中の第一項等にあるような、いわゆる人事に対する一般的な調査、こつういふものは人事管理の資料としてあつたと思つてゐます。言ひなれば、それとも私は一つの評定であつたと思つてゐます。しかし今問題になつてゐることは、でもしなない複雑なこと、人間の徳性といふものを分析するやうな、全く千人に一人しかできない博士がやるやうなことを、小学校の校長さん、中学校の校長さんにやれといふところに問題がある。こつういふことになつてきておる。それらを考へないで、ただ法律にあるからやらなければならぬのだ、こつう押しつけてゐるところに、私は一般の世論にも誤まつてゐる点があります。またそれらの背景を順次積み上げてゐなかつた、これに反対する側にも手ばかりがあつたと思つてゐます。だから、勤務評定の問題は、もつと、ほんとうに、人事管理の一具體的方法、一方法論なんです。さういふ観点に立つて論争すれば、これは私は大臣にしても、はたとお気づきになる点がたくさんあると思つてゐます。ですから、法律にきめられたからやるんだ、私はこの法律を守る所管大

臣だからという言い分は、もつと極端に言へば、そういう一つの言いぐさといふものは、これは事の半面だけを御承知なさつて、あとの半面はヴェールで包んでる言ひ分だと思ふ。そこに私は論議になり得るから申し上げませんけれども、しかし今からでも、私はそういう一つの新しい立場に立つてもう一度見直すということには、時期を失してはいないと思ふ。法律だからやるんだ、いかに法律であつてもやれぬことはやれぬじゃないかというこのぶつかり合ひを、文部省はおつておくといい手はないでしよう。大臣は單なる行政屋ではありません。政治家なんです。そういう立場からも、私は事態の解決にながしかの努力をすべきであらうと思ふのであります。大臣の御所見はどうでありますか。

○灘屋國務大臣 この問題は先ほども申しましたように、私は事柄としてはやるべきことだと思つておるのであります。従つて、ぜひこれは地方においてもやつてもらいたいものと考へておる次第であります。そのやり方、その内容等につきましては、いろいろ経験のある方々、あるいはまた各方面の人の意見を尊重して、いい内容を持つた合理的な案をぜひ実行してもらいたいと期待をいたしておるわけでありませう。文部省が指図をし命令をして作つて、これをやれというような性質のものではないことは、御承知の通りであります。どこまでも地方の教育委員会の責任においてなすべき事柄に属しておるわけでありませう。あまり干渉がましいことを文部省がやるということも、行き過ぎだということにならうかと思つております。

ております。ただ、現在の事態はまことにおもしろくない事態でございませうから、地方におかれましては、もつと教職員組合におかれましては、もつと冷静に、お互いに問題を合理的にし、いものを作るという意味においての御協力には非常にありがたいことと思ひます。そういう意味においての意見の交換なり何なりはどしどしやつていただいて、私はけっこうだと思つております。しかしこれを頭からいかぬことだということ、実力にまで訴えてこれを阻止せられるということになりますと、この点は一つ先ほど申しましたように、お考え直しを願ひたいと思ふのであります。また実力で阻止するといふようなことは、思わざる結果を生ずるわけでありませう。これはまたきわめて遺憾なことと考へております。そういうことのないように、もつと静かに、冷静に教育委員会の諸君にも意見を陳せられまして、合理的なものには教育委員会においてもこれを取り上げる、こういうような姿で進めていただきたかといふことを念願しておるということとを申し上げておきます。

○辻原委員 もう一つ、私はこの事態の紛糾の原因に警察の介入という問題があると思ひます。これは文部大臣にお聞きすることではありませうけれども、そのうちで私も考へなければならぬことは、警察が、一つの容疑をやるのだというところは、一応筋があるべきけれども、しかしかりに教職員組合といふものが、職員組合であらうが、普通の形において団体交渉あるいはそれに対する戦術が行われているような場合は、少くとも考へ方として

は、これは労働法上における管理者、それから組合員という立場における争ひなんですから、警察が直ちにそれに入つてきて、管理者の側に立つてそれを有利に導くといふような出過ぎた行為は、問題の解決ではなしに、紛糾させるばかりです。こういう点については文政をあくまで文部大臣としては、所管大臣である警察庁長官に対して一言なかるべからざることだと思ひます。

もう一つは、そういうことに藉口をたしまして、特に授業中生徒がおる間に、あるいは授業がなくとも生徒がまだ下校してない間に学校を捜査する、あるいは不必要な形において学校内に入り込んで、そして教職員にたゞそのことを尋ねた、参考に聞いたんだ、問題が出てわれわれが聞きますと、いや、それはただ参考意見として聞いた、こういうようなことをしばしばやつておる。これは実例がある。私の県での問題の中にも、そういうことが随所に見られる。これは警察の方に十分注意を喚起いたしました。これは不必要なこととす。不必要なことをしてかして、その結果教育上どういふようなマイナスが起るかといふことを、あまりお考えなさらない。私は今後そういうことが学校教育の場において行われるといふことは、まことに遺憾にござります。どうしてもやらなければならぬ場合には、これは仕方がない。しかし参考にと聞かずに学校をうろろろするやうなことは、教育上見のがせない。こういうことについて一つ大臣のお考えをお聞きしてみたいと思ひます。

○灘屋國務大臣 警察の方で、法律違反の容疑があるといふやうなことで活動を開始するといふことは、これはいかんともしがたいことだと思ふのであります。願わくばさうな事態の起らないように、良識ある学校教師の団体でありますから、その点についてよくと慎重にやつていただきたいと思ふのであります。同時に今お話にありましたやうな、幾ら警察権が働くといふまでも、不必要なことをやつていくとか、場所も時も考えずにやつていくとかいふやうなことで、行き過ぎがあつてはならぬと思ふのであります。前におりました当時に問題がございしたときには、警察側の方々に對しましては取調その他のできるだけ慎重にやつてほしい。事が教育の場に関係のある問題でありますだけに、特に慎重を期してもらいたいといふことはしばしば申し上げておるのでございませうが、ただいまの事態についても同じやうな心配をいたすわけでございますので、私といたしましては警察側に対しては特に慎重な配慮のもとにやつてほしいといふやうなことをお願いいたしておるやうな次第であります。どちら側も一つ慎重にやつてほしい。ことに教組側におかれましては、しばしばこういうことをすれば問題になるといふことは申し上げておるわけですが、それだけに、あるいは勢いのおもむくところあつたことになつてしまつたといふこともあるかもしれませうが、そこはよくお考えを願つて、問題を起さないやうに、良識ある教師の行動としてふさわしい姿において物事をやつていただきたい、私はかように考へるわけでありませう。

○辻原委員 時間もだんだんたつて参りましたので、これで一応私の質問をやめておきたいと思ふのであります。が、大体われわれが考へてゐる中心的な問題についての所見は大臣から承承りました。まだ大臣も日なお浅く、はつきり申されたのは最後の勤務評定だけでした。その他のことについては、まだ具体的なものは何も出されておられませんので、これ以上お伺ひをすることも、まだ大臣の構想も成つていないと判断いたしましてやめたいと思ひます。先刻から申し上げましたやうな重要問題につきましては、予算を要する問題は予算編成期にあつた、こゝだといふ議論をかわすのではなくて、それまでにすみやかに一つ方針を策定されて、そしてわれわれも国会議員の立場において、よい政策についてはできるだけ協力をして実現するやうに努力いたしたいと思ひます。文部省としても予算については冷や飯を食はされるといふやうなことのないやうに特別に一つ努力していただきたいと思ひます。大體具體的の成案ができてから一つ一つについてのわれわれの意見を開陳して、そしてまた大臣のお考えを承承つて参りたいと思ひます。以上で私の質問は終ります。

○坂田委員長 この際暫時休憩いたします。午後一時三十分より再開いたします。

午後零時四十三分休憩

午後二時十一分開議

○坂田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最近都道府県または市町村において特
に奨学金的な資金を出すような制度を
設けられたところがあるはずでありま

であります。御承知のような財政状況でありまして思うにまかせないうらみがあるわけがありますが、私といたし

部省の方では相当な要求もしておられるようですが、大蔵省との関係において相当削減される。そうして少

としては附帯決議をつけたはずであります。これは最低限度の今までのこの委員会の要求があいいう形になって附

す、これに見合ふところの的確な計画がなければならぬ。ただ努力するといふだけでは答弁にならないと思う。

従つてこれには年次計画を作つて、そして私どもの前に学級基準の適正化と並行したものを提示願わなければならぬものと考えております。今直ちにそこでそういう資料がないかも存じませんけれども、大蔵省と折衝する場合においても、こういうふうな具体的なものを持つて努力してもらわなければならぬと私は考えております。この点は今の場合は要望にとどめておきたいと存じます。

その次に関連してお伺いしたいのは、今文部省におきましては、義務教育並びに公立高等学校の危険校舎、あるいは不平常、あるいは屋内体操場等の割当が行われておるやに聞いております。詳しいことは私存じませんが、抽象的なものばかりではありませんけれども、今年には都会における防火地帯あるいは準防火地帯、こういうところに重点を置いて相当数の坪数が割り当てられて、反面いなかの方におきましてところの危険校舎なりその他の割当坪数は、昨年に比して非常に減少しておるのではないかとことが伝えられておるわけでありまして、建築基準法等に触れる関連があるかと思ひますけれども、事公立文教施設に関する限り、私どもは今のような措置が行われておるとするならば、その法的根拠を究明するの苦しむわけでありまして、これについての大臣の御所見を伺いたしたいと思います。

○小林説明員 大臣にかわつてお答え申し上げます。
ただいまのお尋ねは、おそらく校舎の耐火建築関係の問題についてのお尋ねだと思ひます。御承知のように予算といったしましては、対象によつて違ひ

ますが、全坪数の大体三〇%ないし三五%程度が耐火建築あるいは鉄筋、鉄骨というところで予算が組まれているわけでございます。この配分につきましては、たとえば防火地帯あるいは準防火地帯といったような法制上やはり耐火建築でなければならぬというようなものの特に出費はいたしますが、それ以外にも、たとえば敷地の関係からどうしても耐火建築でなければならぬ、あるいは災害が比較的他の地区に比べて多いというような地区には、やはり将来のことでも考えまして、耐火建築を多くしていかねばならぬと考へております。実際問題といたしまして、災害の多い地区等、ことに台風とか、あるいはその被害とかいふ関係から、耐火構造の申請が非常に多いわけでございます。そういう申請を十分検討いたしまして配分をいたします。特に防火とか、あるいは準防火地帯だけに重点を置いて、鉄筋あるいは鉄骨のワクの配分を主張しているわけではございません。なお実際に採用いたしました場合には、ただいま申し上げましたようないろいろな条件を考慮して、そういう場合に必要地域の耐火構造につきましては十分私どももいたしまして考慮して採択するつもりでございます。

○小牧委員 私の質問に對しましてさうでないというふうなお話でありましたので、私の聞いたことが違つておつたかも知れません。しかしながら今お話の中にもありました通り、この前の国会でもありましたか、議員立法で台風常襲地帯の災害防除に関する特別措置法という法律も成立をいたしております。これは直接こういう公立文教施設

にあるいは関係がないかも知れませんが、しかしその趣旨とするところは、毎年台風に見舞われて非常な災害を受ける地域に対する特別措置法でございます。私どもが回つて見えた限りにおきましては、いろいろ公共施設が被害を受けてますが、特にその中で一番多いのは学校施設です。しかもそういう地方には財政的な関係から危険な校舎が非常に多いわけでありまして、従つてそういう地方の児童の父兄の御心配というものはまことに涙ぐましいものがあるわけでありまして、なるほど防火地帯あるいは準防火地帯の関係も重要でございますけれども、そういう災害によつて直接生命の危険その他にさらされるような地方における学校教育の問題も、それに劣らざる重要な問題であると考えております。従ひましてそういう台風に毎年襲われて被害を受ける地域においては、何といつてもそういう公立文教施設は恒久建築に切りかえていかねばならぬ。その点については管理局長におかれても十分御承知であらうと考えますが、そのためには危険校舎の建物の構造の割合は、できるだけ恒久施設の方を多くするという方向に急速に進めてもらわない限りは、それらの地方の要望を満たすことはできない。私がいろいろ聞いたところによりますと、

いというふうなことを考へておられて、現在の構造比率、たとえばものによりまして違ひますが、三五%程度が鉄筋、鉄骨であるというふうな状況では、将来の事態に即応していくことができないのではなからうか。将来はむしろこれをひっくり返すようなことではないのじゃないのじゃないだろうか。鉄筋、鉄骨の方を多くせねばならぬのじゃないだろうかといふことを考へて、文部省としてもできるだけこの恒久的な建築の比率を多くしていくように努力したいと考へております。

なおお尋ねのございました、弱小府県には鉄筋、鉄骨の割当が少いのではないかと、決してそういうことはございせん。私どももいたしましては、たとえば危険校舎につきましては、大に調査をいたしまして、それを一番の基礎にして配分をいたしております。また小学校あるいは中学校の整備の問題につきましても、不平常授業を行なつておられますところの坪数を基礎にいたしまして全国的なワクの配分をいたしております。必ずしも弱小と申しますか、財政的に豊かであるとかさうでないとかいふことは、かわりのないことではあります。現在ワクを割り当てておられますのは、そういう基礎のもとにパーセンテージをかけて大体の割当をいたしております。先ほど申しましたように鉄筋、鉄骨の割当につきましては、そういう基礎の上に立ちまして、たとえば防火地帯であるとか、準防火地帯であるとか、あるいは災害が多いとかあるいは学校の環境がどうか、そういう点も十分考慮

○小林説明員 私どもも将来の学校建築は、できるだけ恒久的な建築にした

いたしまして、具体的な対策を行なつていきたいと思います次第であります。

○小牧委員 少し具体的に伺いたいと思ひますが、現在文部省の方に各府県から申請されておる、木造、鉄筋、鉄骨、ブロックこれらの数に對しまして、文部省が予定されておる予算、その比率がどうなつておられますか、具体的にお示しを願ひたいと思ひます。

○小林説明員 現在までに私どものところに参つております事業計画の坪数と予算坪数の比率の關係でございますが、これは全体の数字を申し上げます、本年度の五十八億の予算でいふと、これが大体三十九万坪といふことでございまして、それに対して計画の坪数は約八十一万坪、これは義務制、非義務制すべてを合算した数字でございます。この数字から申しますと、倍率が大体二・〇六倍といふようなことになつております。この全体の数字の中で比較的倍率の高いものは、小学校の不平常が大体二・五倍程度でありまして、それから中学校の屋内体操場が二・四倍程度、小中学校の学校統合がやはり二・四倍程度、小中学校の危険校舎の改築の關係のものが二・一倍程度でございます。それから高等学校の危険校舎が二・六倍程度になつております。これはただ全体の込みの数字でございます。これを特に鉄筋を取り出してみますと、鉄筋をどうしてもほしいという鉄筋の計画に對しまして、鉄筋の予算の坪数の倍率から申しますと、小学校の整備の点につきましては三・八倍程度になつております。中学校の屋内運動場につきましては約十倍になつております。小中学校の統

合につきましては五倍。高等学校の危険校舎につきましては、これも大体五倍程度になっております。そういう場合には、たとえば小学校の不正常あるいは中学校の屋体、学校統合あるいは高等学校の危険校舎の改築といったようなものが、恒久的な建築の計画が非常に多くて、予算の坪数と計画坪数との比率が非常に高くなっております。そういった実際の状況でございます。

○小牧委員 だいたい管理局長の方からお示しになりました各種の数字であります。少くとも二倍以上であることはもう間違いない。さらに文部省に申請される前に、それぞれの都道府県において、あるいは本年度申請しない、あと回しになっておるようなところもあるのではない。こういう議論があります。もしかりにそうだとするならば、それを加えるとともにこの倍率は多くなるというところは当然でございます。従いまして私は先ほど文部大臣にもお伺いをし、また要望もいたしましたのであります。何といたしてもこれらの問題をできるだけ早く解決をし、解消するためには、年次計画が必要である。これはずっと前に小林管理局長の方からも、そういう計画の発表があったようでありました。しかしそれから割り出して参りますと、おそらくこの五十八億というような金額は、とうていこれを生み出すことはできない。この計画のもとに割り出された金額を、あくまでも文部省とされましては、予算編成の際に確保してもらわなければならない。その年次計画は年次通りに達成されないというところはもう当然である。従って私は、この際もう一度、今管理局長から示されたような具体的

な根拠に基づいて、はっきりした年次計画を作ってもらって、私どもの前にこれをお示し下さるよう、この際特に要望いたし、また委員の方でそのお取り計らいをお願いしたいと思います。

さらに屋内体操場の問題であります。今管理局長からのお話の中にもございましては、御承知の通り中学校におきましては、新制中学が多いわけでありまして、講堂を持っておらない、そういう学校が非常に多い。そのために屋内体操場を申請してくる学校が多くなつて参つておる。同時に一つは、従来積雪寒冷地帯において、屋外で体操のできない、そういう府県に、数年前から国が補助をいたしまして、屋内体操場を作つて児童の体位の向上をはかつて参られた。同時に三年前から高温多湿の温暖の地方にも、高温多湿のために同じように屋外において体操ができない。こういう点を御考慮願つて、これらの地方にも、屋内体操場を国の補助をもつて作ることを推進する。適切な措置がとられたために、またその希望が非常に激増して参つておる。その結果今のようになつておる申請数になつておることを考えます。この十倍というものを考えます。予算が少な過ぎるということがもうはつきりいたしておると思えます。これについてまず第一に文部大臣の御所見をお伺いしてみたいと思ひます。

○難尾国務大臣 数字にわたることにつきましては、局長からお答え申し上げたいと存じますが、お話しに通り、地方の要望するところとこれに対する国の予算との間には非常な開きがあるということはまことに遺憾に存じております。また残念にも存じておる次第でございますので、先ほど来申し上げますごとく、この地方の要望に對してできるだけ急速にこたへる必要があると思つてございまして、文部当局といたしましては、もちろんその線に沿つて努力をいたすことは申し上げるまでもないこととあります。また年次計画等のお話しもございしましたが、もちろん予算を要求するに際しましては、われわれといたしましては、計画的にこれが実現をはかつていくという考え方でやつて参りたいと思つております。具体的に一体何年の計画でやるかというのをただいま結論づけるわけにも参らぬかと思ひますけれども、計画的に物事を進めていくという考えにおきましては、私も全く同じように考へておる次第であります。その線に沿つて計画を立て、また予算の折衝に当りましては、極力これが実現のために努力いたしたいと思ひます。

○小林説明員 中学校の屋内体操場に於いてお尋ねでございますが、これは当初は御承知のように、積雪寒冷地帯それからそれ以外の温暖と申しますか、雨の多い地域についても、これはこういった地域だけを選んで屋内体操場の予算の配分を行つたのであります。が、二、三年前からそういう地域は、積雪あるいは多雨の地域にも、これはそれを主とするわけではございませんけれども、そういった地域にももちろん屋内体操場が必要であるということから、予算の一部をさきまして、中学校の屋内運動場の建設の補助金を出しておるわけでございます。ただいまお尋ねの中にございしましたこの計画と予算の比率が十倍と申しますのは、これは私の回答の仕方が悪かつたとも存じますが、十倍と申しますのは、鉄筋の比率でございまして、全体の数字といたしましては、大体二倍半程度、ただ屋内体操場のような特殊の構造のものでございまして、特に鉄筋なり鉄骨の要求が非常に強いという実際の状況でございます。

○小牧委員 私の調べたところによりますと、あと三、四年の間には中学校の生徒が二百万人くらい増加すると考へておるのであります。そういうたしますと、どうしても中学校の校舎もそれに見合つて増築をしなければならぬ。同時に今問題の屋内体操場の新築は必要である、こういうふうな考えはありますが、これは積雪寒冷地帯とそれ以外の地域との予算の配分について、前年度に比べて積雪寒冷地帯以外の地方の予算の配分が減るのではないかと、大蔵省その他の折衝の段階においてそういうふうなことを漏れ聞いておるのであります。これについて具体的に御答弁をお願いしたいと存じます。

方非常に強い状況でございまして、そういう実情も勘案いたしまして、ある程度この比率を修正するようになつて参りたいと思つております。従つて暖地の方が去年よりこの比率が低くなるということはおそろしくいことと思つております。

○小牧委員 最後に今問題で質問と要望をいたしておきたいと思ひます。今のうちに積雪寒冷地帯とそれ以外の地方との予算の配分の関係等もございまして、なかなか複雑な内容のようでございますので、この際私はまず公立学校施設費国庫負担法を改正されて、小学校の方にも屋内体操場の建築を国庫負担の対象にする。

それからもう一点は、先ほど申し上げた通り、いつも積雪寒冷地帯とそれ以外の地域との関係がありますから、そこにはっきりとした特別な対策を明確に確立すべき段階じゃないか。もうすでにことしでもつて三年度に入つておりますので、もうそろそろこの辺で今のようないくらかの措置でなく、はつきりした恒久的な対策を確立すべき段階ではないかと考へますので、またぜひそういうふうなことを考へますが、これに對して最後に大臣の御意見をお伺いいたしまして、私の質問をこれで終りたいと思ひます。

○小林説明員 これは予算書にもはつきり書いてございしますように、中学校の屋内運動場の予算の配分につきましては、積雪地を重点に配分するということがなつております。この重点にいたつたことの実態の状況でございまして、昨年、一昨年あたりは大体七、三程度の比率になつておつたと思つております。本年度はできればこの七、三の比率を多少修正いたしまして、たとえば三、五と六、五にする、あるいは四、六にするか、実際の要望は特に暖地の

○坂田委員長 山崎始男君。

○山崎(始)委員 私は来週今の屋内体操場の問題で大臣の方においで願つて、一点お伺いしたいと思つておつたんですが、たまたま今小牧委員の方か

ら積雪寒冷地帯と温暖地帯との配分の問題が出ましたので、私この機会に一言お尋ねしてみたい。

先ほど局長の方から、大体積雪地帯と温暖地帯との比率が従来三割、七割くらい比率で積雪地帯の方へ重点的にやつておつた、こういうことなのであります。それを本年度は大蔵省とも折衝して、そのワケを広げたい、こういうお話であります。それにつきましても、私もお尋ねしてみたいと思ふことは、積雪寒冷地帯の方の屋内体操場を建てたいという要望と温暖地帯の方の屋内体操場を建てたいという要望との比率の問題、どちらが多いか、それをまずお尋ねしたい。

○小林説明員 本年度の申請の状況から申しますと、これは御承知のように、積雪地帯あるいは多雨地帯というのは、特に政令等ではっきり限定されておりました。地域が少いわけでございますので、当然学校の数はその他の地域に比べて少ないのでございまして、積雪地帯の分が大体三割、それからその他の地域のものが大体七割といった実際の申請の状況でございます。

○山崎(始)委員 今の御答弁を聞きますと、実に私たちは変な感じを受けるのです。予算の配分は申し込みの少ない積雪地帯で七割。逆に要望数から申しますと、申し込みの多い温暖地帯への予算の配分が大体三割というのを聞きますと、私はこれは全くあべこべじゃないかという気がするものであります。今までは特別の法律がございまして、が、国庫負担法ができました今日、その比率にあくまでこだわる必要はないという気がするものであります。もつと

言いかえしますと、屋内体操場に割り当てられました予算というものは、文部省の方で独自にお考えになつて、それが積雪地帯であつたか温暖地帯であつたか、あなたの方のお考えが主体となつて配分されるべきじゃないか。何か大蔵省とそういうふうなお話し合いができておるのでしようかとどうでしようか。もしできておるとすると、言いかえしますと、大蔵省の方に制約を受けておるといふようなことがあるとすれば、私は本年度からは実に変なものだ、という感じがするのであります。今のお話のように、実際の要望はむしろ今日では南部地区の方が多し。しかるに予算の配分は逆に三割くらいしか配分しない。そういうところに私は非常な矛盾があるような気がするものであります。今言いますように、そういうふうな制約が今年度もまた厳然としてあるでしようか、どうでしようか。もう少し弾力性をもつて、負担法ができた今日には、むしろ文部省の方においてこそ現実の要望の数なり、また教育的見地から見て、いろいろの必要な資料、どなたの方こそ持つていらつしやるのじゃないかと私は思うのです。そういう建前からいいますと、これは文部大臣はもとよりでありまして、いまだ事務当局におかれましては主権性を持つた配分の仕方をするべきじゃないか、かように思ふのであります。まずこの点は、事務的な点は局長からでもけっこうであります。そのものの考え方、点において文部大臣の御所見をお聞かせ願ひたい。

○澤尾国務大臣 ごもつともなお考えだとは伺つたのでございます。今日の状況から申しまして、先ほど来お答えを申し上げました通りに、実際の要望とこれを満たす予算というものと非常に開きがあるというところは事実でございます。そういう点で予算の増額をはからなければならぬということをまずもつて考えなければならぬかと思ふのでございまして。予算の性格と申しますか、ことしどういふ約束があつたかよく存じませんが、沿革的に申せば、当初積雪寒冷地帯等を主眼として作つた予算であります。それが年の経過とともに若干その他の地方にも及ぼし得るような道を、ようやく開いたといふような段階であるかと思ふのでございまして。しかし実情から申しますと、そういう性質のものじゃないといふことはお話の通りであります。予算が相当増額することがなければ、現実的にこのやり方を変えるといふこともなかなかむづかしいと思ひますけれども、私は両方相並んで、文部省としましては単に積雪寒冷地帯だけではなくて、他の地方に対しても、この種の施設に對しまして助成の道を講ずる、あるいは負担の道を講ずるといふことについては、努力して参らなくちゃならぬ筋合ひのものじゃないかと思つております。そのので、今後の考え方として、その線に沿つた計画を一つ立ててみたい、かように考えております。

○山崎(始)委員 私がお尋ねいたしましたのは、予算の増額、全体においてワケがふえますれば、これはもとより問題ではありません。しかし、すでにきまつた予算の配分を今問題にしておるのであります。それが今のような矛盾がそこに起きている。局長のお話では、むしろ南部地区の、積雪地帯でない地区の屋内体操場の要望の方がうんと多い、七割だと言われておるのであります。それが実際に事務的に本年度配分をされる御方針の中に、今承りますと、大蔵省との話し合いとかなんとかいふようなものがあつて、それがあべこべに七、三に配分されるというところは、あまりにも実際の行政の学校建築の当面の衝に當つていらつしやる文部省としては主体性がないことではないか、もつとしつかりしないかと私は実は言ひたい。その点を実はお聞きしておるのであります。局長の方から、いま少しその点のあなたのお考えをお聞かせ願ひたい。私は温暖と積雪と、負担法ができた今日、それは申し上げる意思はないのであります。要するに、どちらであるかという屋内体操場の必要量がわかつておる。そうしてどういふ地区に必要なのかという数字がはつきり今日では出ておるのですが、それが実際にはあべこべに配分されておるので、今日までそういうことを考えていらつしやる文部省の態度というものが何だかはいまいかという感じがする。実は最初私は大蔵省の方を呼んでお聞きしたかったのですが、たまたま今小牧君から出ましたから私はお尋ねしておるのですが、一つ局長の方からいまい少しその点の御所見をお聞かせ願ひたい。

○小林説明員 大臣からお答え申し上げます。この中学校の屋内運動場に対する国の負担金につきましては、最初は、御承知のように積雪地帯に限定をされて補助金がつけられたものでございまして。その後それ以外の地域におきましても、雨の多いような地域は、やはり雪のために戸外運動が

できない地域と同じじゃないかというふうなことから、その他の地域の多雨地帯、湿潤地帯といふものにも拡張されたわけでございます。その後さらにこの両三年におきましては、そういう積雪寒冷地帯あるいは多雨地帯以外の暖地にも、やはり教育的な見地から中学校の屋内運動場は必要じゃないかといふことになりました。ことに積雪地帯は年々少いけれども整備されておりますが、それ以外の地域の中学校には屋内運動場がないといふようなことから、非常に強い要望が出て参りました。多雨地帯以外のその他の地域にも国の補助金をつけて中学校の屋体を整備するといふことになつたわけでございます。従つて、現在の予算におきましても、比率の問題はありますけれども、そういう積雪地帯を重点的にいふことにつきましても、ただいま申しましたような沿革的な理由と、それから實際緊要度の度合いから申しますと、やはり非常に長い期間雪のあるような、長い期間戸外で運動する必要がある教育ができないといふような緊要度の問題から、従来は御承知のように積雪地帯を重点的に扱つてきたわけでございます。先ほど本年度の申請の比率が七、三といふことを申ししたわけでございますが、これは実際に全国から申請された学校数を積雪地帯とそれ以外の地域に分けただけでありまして、ほんとうの申請の比率といふことから申しますと、積雪地帯にある学校と本年度申請された学校数、それから暖地の学校数と、本年度申請された暖地の学校数の比率をとらなければ、実際の比率といふものは私は出てこないのじゃないかと考えますが、いずれにいた

○山崎(始)委員 私も長くは申しませんが、要するに要望の多いところが――私たちが知っております一昨々年から温暖地帯への配分が起つたのでありますが、大体一県に対して一校か、ままた二校、二校までいってないと思うのだ。大体一県に一校。大体たくさん申し込みがある中で一校だけ出すのでありますから、たくさんある金魚鉢にふを一つはうり込んだのと同じことなんです。実際各都道府県の行政に当たっている者は、これは引っぱりだこになって困っておるのです。私はその困り方を知っているからあえてこういう御質問をしているのです。行政の筋道からいいましても、積寒地帯の方が

○坂田委員長 堀昌雄君。
○堀委員 けさほどの大臣の御答弁の
中で、道徳教育の問題についてまず最
初にお伺いをしたいと思います。
大臣はけさほど道徳教育は効果をい
かにしてあげるかということが問題で
ある、このようにお話しになっており
ます。そこで現在行われております道
徳科の新設ということが効果をあげる
ための最善の方法であつて、それ以外
には方法はないとお考えになっておる
かどうか、お伺いをしたい。
○灘屋国務大臣 教育の仕方の問題で
あろうと思つてあります。みだりにし
らうとがかれこれ言うべき点ではな
かろうと思つるのでございます。今日採
用いたしました方法につきましては、
文部省といたしましても相当慎重に検
討を遂げた結果、今日の場合これが適
当であらうという考えのもとに実施い
たしておるわけでございますので、こ
れ以外にさらに適当な方法が文部省と
してあれば、またそれを採用するにや
ぶさかではございませんけれども、た
だいまのところほかの考え方はいたし
ておりません。
○堀委員 道徳教育というものはもの
の考え方でございますけれども、科目
を新設して知識を与えると申します
か、そのような考え方で果して道徳教
育というものができるかどうかは、い
ろいろと異論があるところだと思つわ
けであります。私が考えておりますの
と、知識としてそのものとが正しい
とか、あるいは間違つておるとかい
うことの判断は、子供たちの中ではあ
えてこれを知識として与えなくても、そ
の年令に応じた判断というものはある
ものであるというふうに私は理解をい

たしております。道徳というものは決してそういうふうな知識とか概念とかとして頭の中にあればそれで済むというふうな性格のものではなくて、これが行動になったときに初めて道徳ということになるのではないか、こういうふうに考えてみますと、私は道徳教育の基本というものはやはり生活とか行動を通して子供たちの中に生まれてくるものでなければならぬ、このように、私は考えておるわけであります。そこで問題になりますのは、一体そういう行動とか生活とかいうものの中から生れる道徳というものを、では一体どういふ形で教育として与えていくかということになりますならば、やはり教師が子供たちと接して、その中で学校の中における生活をしておる中を通じて行われるものであつて、ただこれをしてはいけませんとか、こういうことをしなさいというただで道徳教育が行われるような性格のものではあり得ない。こういうふうに私は理解いたしておるわけであります。そういう理解の観点に立つてみますならば、現在のあの六十人近いような生徒を抱えて、先生が果して個々の子供たちに対して、そういう行為の中で、あるいは行動の中で身をもつて示すことができるような状態があるかどうか、これが第一点であります。

第二点は、現在の教師諸君はきわめて多忙な状態に置かれております。教育委員会に対していろいろとごまかした報告書も書かされておる、あるいは子供の試験その他の問題をちゃんと調べてみなければいかぬ、あるいは事務上のいろいろなことをやらされておるといふようなことの中で、先生た

ちの頭の中には果してそれだけの心のゆとりをもつて個々の児童を指導するだけの、そういう行動をするだけの余裕があるかどうかということをわれわれは考えてみなければならぬと思われかけであります。こういうふうに考えてみますと、さつきからいろいろとお話が出ておりますように、すし詰め教室という問題はただ知識を与えるという問題だけではなくて、道徳的な教育を与えるためにもそれは困難な状態にあるのではないかと、やはり欧州のように三十名ぐらいの状態になって、そういう状態の中で行動を通して教えることができるような段階にならなければならぬのじゃないか、これは古い例で考えてみますと、かつて松下村塾がございました、吉田松陰先生とその塾生がいました、この吉田松陰という偉大なる教師のもとに、もちろんその塾生もりっぱであつたでありましたけれども、ここであつたでありますが、ある少人数の人の中で行われておつたがゆゑに、松下村塾からはあのようなりっぱな人たちが輩出したのである。私は教育の本質というものはそのような過程の中から生れるのではないかと、こういうふうに考えておるものです。

そこで先ほど大臣はこれが最上の方策であるというふうに現在考えておるといふお答えでございましたけれども、私は最上の方策というものはただいまも申し上げたように、もっとそういうことの行い得る条件を学校教育の中に取り入れていくことがすなわちわれ最上の条件であつて、現在はそのいう予算的措置を政府が取り得ないから、やむを得ずこういうふうな道徳科の新設をやらざるを得ないのだ、こ

いうふうに私は理解をしておるわけでありましたが、この点についてはいかがでありましょう。

○瀬尾国務大臣 現在のようないわゆるすし詰め教室、こういふふうな状態のもとにおいて、思ひ通りに先生方の努力が報いられないという事はよくわかる話でございます。従つてすし詰め教室の解消といふことの中には、お話のような趣旨ももちろん込めてこれは考えていかなければならぬもの、当然私もさうに考えておる次第であります。できるだけさうなことも頭に置いて、この解決のためには急がなければならぬ、こういふように考えます。いずれにしましても、しかしそれなら何人まで下げるかといふことになりまして、その簡単に結論は出せない問題だと思ひます。また現実の事情にも制約されるわけでありまして、方向においてはお話の通りだと私も考へる次第であります。今度の道徳教育の問題につきましては、もちろん今お話になりましたような点も、道徳教育の効果を上げていく上において、きわめて適切な考え方であるといふことについて私は何の異論もありません。また教師につきましても、できるだけ教育以外のわずらわしい雑務からなるべく解放されるような状態になれば、これもきわめてけつこうなことだと思ひます。御趣旨につきましても何ら異論はないのでありますが、またさういふ方向に向つてお互いに努力して参らなければならぬと思ひますが、今の道徳教育に關する時間を増すといふ問題につきましては、少くとも現在のごとき状態のもとにおきましては、道徳教育の効果を上げるために二時間

を設けた方がよろしいという結論が出ましたので、それでやつておるわけでありまして。かような時間を設けなくても十分に効果を上げるというふうな事態になれば、しいてこれはやる必要がないと私は思ふのでございます。現段階におきましては、また近き将来において、その問題が完全に解消するといふこともなかなか考えられない問題でございますので、現状におきましては、われわれの到達した一つの結論としてこれを実施したいと思ひます。

○堀委員 たいだいま御答弁の中で、先生がなるといふ雑務をしないといふふうに考慮をすべきだ、こういふふうな御答弁がございましたけれども、現在の小学校その他におきましては、事務職員があるところもありまして、ないところもあるといふのが現実の状態でございます。そこで大臣におかれては、今のお考えをもととして、小中学校において、先生方が事務的な問題から解放されて教育に専念できるような事務職員を配置していこうといふお考えがあるかどうか、来年度の予算

において、それを予算化するだけの熱意をお持ちになるかどうかを承わりたい。

○瀬尾国務大臣 お考えの御趣旨につきましては同感でございます。できるだけその方向に向つて検討を進めてみたいと思ひます。

○堀委員 次に勤務評定の問題についてちよつと伺ひたいのであります。大臣は法律を実施するといふ前提でこの問題を考へてもらいたいといふふうにお話になつております。そこで、法律を実施するにつかましては、何らかの目的があろうかと考へるわけでございますけれども、この勤務評定の法律を実施するといふことの目的について伺ひたいと思ひます。

○瀬尾国務大臣 勤務評定の制度が設けられておりますのは、目的があればこそ設けられておるのだと思ひます。こゝにございまして、この勤務評定を行うことによりまして、教職員の人事につかまして、より合理的に、より適正に行いたいといふ、さうな考え方から出ておるわけでございます。

○堀委員 人事を適正に行いたいといふことが目的だといふふうには伺ひましたので、人事を適正に行いますためには、やはりその勤務評定が適切に行われるといふ前提の上に立たなければならぬといふふうには私は考へるわけでありまして。勤務評定が適切に行い得るということを考へますときに、勤務評定の趣旨といふものを調べてみますと、こゝでは勤務の実績と能力といふものを評価していきたい、こういふふうには大体いわれておるわけでありまして。そこで私は勤務の実績を評価することについては、これはさう困難な問

題ではない。学校に先生が何日出席しておるか、あるいは遅刻を何日したとか、あるいはよく休むとか、こういふふうな勤務の実績を評価されることにおいては、私はさうに困難なことではないと考へるわけでありまして、能力を評価するといふ、この問題に私は一番大きな問題点があるだろう、こゝにうらうらと考へておるわけでありまして。そこで教育といふものはどういふふうにこれを理解していいか、私なりに考へてみますと、教育といふものは知識を修得させる形と、人格をりつぱにすると申しますか、教養を高めると申しますか、人間の人間性、この二つの問題が私はあると考へております。そこでこの知識を修得させるといふことにすぐれた人もありましようけれども、あるいは教養を高めるといふことにすぐれた人もあろうかと思ひます。こゝにうらうらと考へるわけでありまして。個々の問題に立ち入りますと、要するに勤務実績といふものは教師個人についてだけ考へられるものでありますけれども、教育といふ問題は児童なり生徒と教師という二つの人間の問題としてこれを理解していかなければならぬ問題であるといふふうに考へるわけでありまして。私は出身が医者でありますから、医者と患者という立場、あるいは教師と児童という立場は全く似通つた状態にある、こういふふうには理解しておるわけでありまして、私の専門の方で医者の立場からちよつと申し上げてみますと、要するに医者が患者を見る場合に、患者といふものについては千差万別であります。ある地域においては状態、貧富の状態、あるいは職業の状態、あるいは性別の状

態、あらゆる状態において、その相手方の状態は一つではないわけでありまして。この一つではないものがある一つの甲といふものと乙といふものの医師がこれを処理します場合に、その結果がどういふふうに出るかといふ場合に、甲の方が早くおつて、乙の方がおそくおつた、さうすると甲の方は能力があつて、乙は能力がないのだ、こゝにうらうらと評価ができるかといふと、しかく簡単に参る性格のものではないと思ひます。その対象が千差万別であるといふことが第一の問題点でありまして、人間と人間の間に行為する行為でありますから、これは無形の仕事であつて、有形の仕事として評価される性格のものではないといふことであります。これと同様のことが私は教師と児童との間に考へられるのではないかと、子供たちといふものの中には、あるいは都会地の住宅街の者もありましようし、あるいは非常に貧困な人たちの集まつておる地域の人たちもありましようし、これがまじり合つたところもありましようし、山村もありましようし、かくいろいろなところの状態が多数にあるわけでありまして。これがまじり合つたところの状態としますならば、ある学級には比較的素質のいい子供たちが集まつておる、ある学級には比較的能力が足らない子供たちが集まつておる、この場合に、先生たちが非常に一生懸命にやりました、その効果といふものから考へますならば、やはり効果の上りやすい状態と効果が上りにくい状態といふものがある、こゝにうらうらと非常に複雑な条件が人間対人間の關係に生じておるものを、これを一体いかに評価されるか。大

問題についてさらに検討もしなければならぬということになるのじゃないか」と私は思うのであります。

○堀委員　灘尾文部大臣が、灘尾個人の問題としてはできることもあり、できないこともある。文部行政の最高責任者である文部大臣にできることもできないことも個人としてはあり得るというよりなことを、もし小中高等学校の校長先生ができないこともあると申したならば、それはその校長たちの能力を疑うということになるならば、われわれは文部大臣の能力を疑わざるを得ないということになります。いかがでありますようか。

○灘尾國務大臣　どうも話が少し食い違っておるのじゃないかと思ひます。私は小中学校の校長ではないのでございませう。また小中学校の校長のようない教育に関する専門的な訓練を受けたいこともなければ、教育を受けたこともないのであります。従つて、小中学校校長のやられることは全部文部大臣がでございませう。それと考へれば私は私にきつておきませう。そういうことでありますので、今度のこゝういうよりな問題につきましては、私にできないことでも、私にできることはおそれく少いかもしれませう。しかし、できないことでも、小中学校校長の方々にお願いしてはできる、こゝういうよりな考へをいたしておるわけでありませう。またたくさんいろいろのことを書いておきます中に、あるいはできないという問題もそれはあるかもしれませう。それを絶対にそれが能力がないというふりにきめつけるわけにも参りませう。もちろんこれは私どもには全然できませんというよりな形でお出になるということ

一七

になれば、その間に問題を生じてくるであろうと思ふのであります。

○堀委員 大體文部大臣の原則的なお考えについては了解をいたしましたけれども、私も、やはり法律を実施されるにつきましては、先ほど大臣も仰せられましたように、効果があるように実施されるべきである、こういうふうに考えております。ところが、現在の状態は、残念ながら効果があるということが果して認められるかどうかという点については、実施をするというところの中でいろいろ問題が生じておる、こういうふうに考えるわけでありまして、そこで私は、この問題の取扱いについて、法律がきまつておるから実施をするという前提を一切くすさないのだというふうに大臣はおっしゃつておられますけれども、実施をする時期というものはおのずから問題があるかと思ふのであります。実施をするという方向は問題が別でございまして、その時期は、やはりよく話し合ひができて問題がない形で、より多くの効果が上るような形で実施をするということが、行政担当者として当然考えられる道であると考えますが、いかがでありますか。

○灘尾國務大臣 私が文部省をおあずかりして以上は、この法律を改正しようという考えを持つておればまた別であるかもしれませんが、とにかく現在といたしましては、この法律施行の責任を持つておるわけでありまして、従つて、この法律が円満に実施せられることを心から願つておるわけでありまして、何月何日に実施をするというところについては私は申しません。これは実施の責任者は地方の教育委員会

でございます。地方の教育委員会において、すみやかに適切な計画を立ててこれが実施に努力をしてみたいといふのが私の願いであり、希望であるわけでありまして、この実施の過程におきまして、関係の向きの方々のいろいろな意見を調査し、慎重の上にも慎重にやりまして、適切な案を得なくちゃならぬというところは申すまでもないこととあります。各地方における都道府県教育委員会においてもそのつもりで今日までやつてこられたことと私は信ずるのであります。できるだけ円満にこれが解決することを望んでおりますので、もし改善についての意見があるというところでありまして、遠慮なく意見としておっしゃつていただいでけつこうだと思ひます。しかし、これをやる以上は、あくまでも阻止するぞというふうな態度で、しかも法律に違反するようないふことまでやられて、地方ではいろいろ物議をかもし、問題を起しておるような状態は、何と考へましても好ましい状態とは言えないと思ひます。願わくは、虚心たんかいにお互いに意見を交換する、あるいは意見をまとめるということは何となくなことでありますので、それをやつていただきたいと思ひますが、基本的に私といたしましては、この実施に御協力をお願いしたい、その前提のもとにいろいろなことをやつていただきたい、かように考えておる次第でございます。

○山崎(始)委員 ちよつと関連。今勤務評定の問題について、文部大臣は、実施の時期については自分はあえてこだわらないといふお話でありましたが、聞くとところによりまして、ここへ松永

すが、松永さんにお聞きするわけにはいきませんから、當時いらした内藤局長にお尋ねいたしますが、大體四月中旬に実施すべきであるといふ基本的な方針を文部省はお持ちになつておられたかということ、このことを聞くのであります。事実でありますか。

○内藤政府委員 勤務評定につきましては、一昨年来いろいろ問題がございまして、昨年のたしか十月の全国の教育委員長会議及び教育長会議で、成案ができた次第なるべく早く実施しよう、こういう申し合せがあつたのでございまして、その後十二月の二十日に成案ができましたので、全国の教育委員長会議では四月を目標に実施しよう、こういう申し合せができました。その申し合せの線に沿つて各県が実施していらつしやるのでございます。

○灘尾國務大臣 私の申し上げ方にあるいは足らぬ点があつたかと思ひますが、私は実施の時期についてはこだわらないといふふうに、あまりそうゆつくりした気持で申し上げておるわけではありまして、別にしかし、何月何日まで実施しなければならぬといふことまで指示する必要はないと思ひますけれども、前々からの経過に徴しますれば、相当の期間今日までもあつたわけでありまして、なるべく早くやつてもらいたいといふのが文部省の基本的考え方でありまして、できるだけ早くやつてもらいたいのであります。これが今のような状態のもとに実力的に阻止せられる、こういうようなことになりまして、それ以上やうやうがないのであります。率直に申し上げまして、かわつてやるわけにもいきませんし、強行してやるわけにもいかぬので

あります。事実上おくれるということとは、これはあり得ることかと思ひますが、これは、文部大臣といたしましては、しかしさうな状態はまことに好ましくありません。ただいま堀さんにお答え申し上げましたように、すみやかにこれに協力するといふような心持になられて、そうしてなるべく早く合理的な案が実施せられるようにやつてほしいという念願で一ぱいなのでございます。

○山崎(始)委員 今のお言葉は、私たちが、内藤局長のお言葉を聞いた當時の前文部大臣の時分と、今の灘尾文部大臣のこの勤務評定の実施の時間的な関係においては、いささかニュアンスが違つておられます。私たちが聞いておりますのは、今都道府県の教育長並びに教育委員長会議において、できるだけ四月中旬に云々という局長のお話でありましたが、四月の一日にここにいらつしやる松永前文部大臣が川島幹事長と一緒にグラランド・ホテルで本島教育長を呼ばれて、ぜひ四月中旬に実施すべきであると言われたということをお聞きしております。そのくわい四月中旬というところに非常に一生懸命になつていらしたことは、事実なんでございます。それが選挙が済みました今日、灘尾文部大臣の御答弁を聞きますと、いささかニュアンスが違つて、それで私がお聞きしたのであります。でありますから、多少そこに灘尾文政になつて、勤務評定の実施の時期は、いささか味わひが前大臣の時分とは違つたといふことを私は理解するのであります。もう一べん一つその点はつきりしていただきたい。

○灘尾國務大臣 松永前大臣の味わひと私の味わひとの間に、それほど差異があるとは実は私思つておりません。私はすみやかにやつてほしいといふことを強く考へておるわけでございます。ことにこの問題が今のようないわゆる実力行爲なんかによつて阻止せられておるといふような状態は、まことに残念なこととあります。そういうことでいたうに遷延するということとは、私としてもたえがたいのであります。なるべくそういうことのないように、早く一つやつてほしいといふ心持でおるわけでございますので、あるいは私の方がもっとせつちかかも知れません。そういうふうに御了承願ひたいと思ひます。

○坂田委員長 それでは次に市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず提案の趣旨説明を聴取いたします。灘尾文部大臣。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律

市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び事務職員」の下に「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。以下同じ。)」を、「扶養手当」の下に「通勤手当」を加へ、「日直及び宿直に関

する手当」を「宿日直手当、管理職手当」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

理由

都道府県が負担する市町村立学校職員の給与の種類に通勤手当及び管理職手当を加えるほか、規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○難尾国務大臣 今回政府から提出いたしました市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案につきましては、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

改正の第一は、市町村立の小学校、中学校等の教職員に対する管理職手当を都道府県が負担することであり、すなわち、国立大学の学長、学部長等につきましては、これらの職員が管理または監督の地位にあることにかんがみ、一般職の職員の給与に関する法律第十条の規定により昭和三十一年度から俸給の特別調整額、すなわちいわゆる管理職手当が支給されておるものであります。国立の高等学校以下の校長に対する管理職手当につきましては、本年度からの支給に必要な予算措置が講ぜられたのであります。国立の高等学校以下の校長に対して管理職手当が支給されることになりましたと、教育公務員特例法第二十五条の五の公立学校の教育公務員の給与の種類及び額は、国立学校の教育公務員の給与の種類及び額を基準として定めるといふ規定によ

り、公立の高等学校以下の校長に対して同様管理職手当が支給されることになるのであります。この場合、市町村立の義務教育諸学校等の経費のうち教職員の給与費については、従来都道府県の負担となっていたので、今回、校長に対する管理職手当につきましても他の給与と同様、都道府県の負担とするのが適当と考えられるのでこの点を規定したものであります。

なお、都道府県が負担する管理職手当のうち義務教育諸学校分については、義務教育費国庫負担法第二条の規定によりその実支出額の二分の一を国が負担することとなっているのであります。

管理職手当の支給に伴う財政措置といたしましては、義務教育費国庫負担金として約四億四千五百万円を計上しておりますほか、地方負担分につきましては地方財政計画等において必要な措置を講じておるのであります。

改正の第二は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、国家公務員に対し、新たに通勤手当が支給されることになっておりますことに伴い、市町村立の義務教育諸学校等の教職員に支給される通勤手当を、管理職手当及びその他の給与と同様、都道府県の負担とするためのものであります。

なお、通勤手当の支給に伴う財政措置といたしましては、義務教育費国庫負担金として約五億五千六百万円を計上しておりますほか、地方負担分につきましても地方財政計画等において所要の措置を講じているのであります。

改正の第三は、給与を都道府県が負担する事務職員の範囲が吏員に相当す

る者であることを明らかにする等規定の整備を行うこととあります。

最後に、この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用することといたしております。

以上、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略を御説明申し上げました。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○坂田委員長 次に国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案を議題といたします。

まず提案理由の説明を聴取いたします。山崎始男君。

国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案

国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 補償並びに補装具の支給及び修理（第九条―第十九条）

第三章 補償の申請及び審査（第十九条―第二十条）

第四章 雑則（第二十一条―第二十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国立及び公立

の義務教育諸学校の児童又は生徒が当該義務教育諸学校の管理下において受けた災害に対する補償を迅速かつ公正に行うことを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する国立及び公立の小学校、中学校並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部をいう。

2 この法律で「児童」とは、学校教育法第二十三条に規定する学齢児童をいい、「生徒」とは、同法第三十九条第二項に規定する学齢生徒をいう。

3 この法律で「災害」とは、負傷、疾病、麻痺及び死亡をいう。

（文部省の権限）
第三条 文部省は、この法律の実施に関し、次に掲げる権限及び責務を有する。

一 この法律の完全な実施の責に任すること。

二 この法律の実施に係る都道府県、市の教育委員会及び市（特別区）を含む。以下同じ。町村（市町村）の組合を含む。以下同じ。の教育委員会の事務に関し、指揮監督し、調査し、必要な報告の提出を求め、及び調整を行うこと。

三 第二十条の規定による審査の請求を受理し、審査し、及び判定を行うこと。

四 その他この法律に定める権限及び責務

（実施機関）

第四条 文部省は国立の小学校、中学校又は盲学校若しくは聾学校の小学部若しくは中学部（以下単に「国立の義務教育諸学校」という。）の児童又は生徒の災害について、

都道府県の教育委員会は国立の義務教育諸学校以外の義務教育諸学校の児童又は生徒の災害について、この法律の実施に関し、この法律並びにこの法律に基く政令及び文部省令の定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 災害が義務教育諸学校の管理下における災害であるかどうかを認定すること。

二 補償金額を決定し、及びその支払をすること。

三 補装具を支給し、及び修理すること。

四 その他この法律に定める権限

2 前項第一号の認定の基準に関し必要な事項は、政令で定める。

（国の損害賠償責任の免責）
第五条 国は、この法律による補償を行つた場合においては、同一の事由については、その金額の限度において国家賠償法（昭和二十二年法律第五号）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）による損害賠償の責を免れる。

（第三者に対する損害賠償の請求）
第六条 国は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行つたときは、その金額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が、当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、国は、その価額の限度において補償の義務を免れる。

(補償を受ける権利)

第七条 義務教育諸学校の児童又は生徒（以下単に「児童又は生徒」という。）が、児童又は生徒でなくなつた後においても、この法律による補償を受ける権利は、影響を受けない。

2 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

3 この法律による補償を受けるべき者が、同一の事由につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）その他政令で定める法令に基いて療養の給付、療養費の支給その他この法律による補償に相当する給付を受けるべきときは、その価額の限度において、この法律による補償は、行わない。

第八条 児童若しくは生徒又はその保護者（学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者をいう。）の故意又は重大な過失によつて当該児童又は生徒が災害を受けたときは、国は、政令の定めるところにより、この法律による補償の全部又は一部を行わないことができる。

第二章 補償並びに補装具の支給及び修理

(補償の種類)

第九条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 療養補償
- 二 障害補償
- 三 遺族補償
- 四 葬祭補償
- 五 打切補償

(療養補償)

第十条 国は、児童又は生徒が義務教育諸学校の管理下において負傷し、又は疾病にかつた場合においては、療養補償として、療養に要する費用を支給する。

第十一条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであるとして、文部大臣の定める基準により療養上相当と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

(障害補償)

第十二条 国は、児童又は生徒が義務教育諸学校の管理下において負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病がなおつたときに政令で定める程度の身体障害が存する場合においては、障害補償として、政令の定めるところにより、その障害の程度に応じた金額を支給する。

(遺族補償)

第十三条 国は、児童又は生徒が、義務教育諸学校の管理下において死亡した場合又は義務教育諸学校の管理下において負傷し、若しくは疾病にかかり、これにより死亡した場合においては、当該児童又は

は生徒の遺族に対して、遺族補償として、政令で定める金額を支給する。

2 前項の児童又は生徒の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 父母、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で、児童又は生徒の死亡当時、当該児童又は生徒を扶養していた者
- 二 父母、祖父母及び兄弟姉妹で、前号に該当しない者

3 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第一号又は第二号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

4 遺族補償を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によつて等分して行ふものとする。

(葬祭補償)

第十四条 国は、児童又は生徒が、義務教育諸学校の管理下において死亡した場合又は義務教育諸学校の管理下において負傷し、若しくは疾病にかかり、これにより死亡した場合においては、その葬祭を行ふ者に対して、葬祭補償として、政令で定める金額を支給する。

(打切補償)

第十五条 第十条の規定により補償を受ける児童又は生徒が、療養開始後三年を経過しても当該負傷又は

は疾病がなおらない場合においては、国は、打切補償として、政令で定める金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切補償を行う場合においては、国は、その後におけるこの法律による補償を行わない。

(補償の分割)

第十六条 補償を受けるべき者が希望する場合においては、第十二条又は前条の規定による補償は、これらの規定にかかわらず、分割して支給することができる。

2 前項の規定により補償の分割支給を開始した後、補償を受けるべき者が希望する場合においては、その残額を一時に支給しなければならない。

(補償金額の基準)

第十七条 第十二条、第十三条第一項、第十四条又は第十五条第一項の規定により支給する金額は、おおむね満十五歳の労働者の統計による賃金の額を基準として、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定を参しやくして、政令で定めるものとする。

(補装具の支給及び修理)

第十八条 国は、児童又は生徒が義務教育諸学校の管理下において負傷し、又は疾病にかかり、これにより政令で定める程度以上の身体障害の状態にある場合においては、申請により、当該児童又は生徒に義肢、義眼、補聴器等の補装具を支給し、又はこれを修理することができ。

2 国は、特別の事由があるとき

は、前項の支給又は修理に代えて、補装具の購入又は修理に要する費用を支給することができる。

第三章 補償の申請及び審査

(補償の申請)

第十九条 この法律による補償を受けようとする者は、文部省令の定めるところにより、国立の義務教育諸学校の児童又は生徒の災害については、当該災害に係る国立の義務教育諸学校の校長及び当該義務教育諸学校を附置する国立大学の学長を経由して文部大臣に対し、国立の義務教育諸学校以外の義務教育諸学校の児童又は生徒の災害については、当該災害に係る義務教育諸学校の校長及び市町村の教育委員会を経由して都道府県の教育委員会に対し、補償の申請をしなければならない。

(審査)

第二十条 文部大臣又は都道府県の教育委員会が行う義務教育諸学校の管理下における災害の認定、補償金額の決定その他補償の実施について異議のある者は、文部省令の定めるところにより、文部大臣に対し、審査の請求をすることができる。

2 文部大臣は、前項の審査の請求があつたときは、すみやかにこれを審査して判定を行い、その結果を、文部大臣の行う補償の実施に係る審査の請求の場合にあつては本人に、都道府県の教育委員会の行う補償の実施に係る審査の請求の場合にあつては本人及び当該都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

2 文部大臣は、前項の審査の請求があつたときは、すみやかにこれを審査して判定を行い、その結果を、文部大臣の行う補償の実施に係る審査の請求の場合にあつては本人に、都道府県の教育委員会の行う補償の実施に係る審査の請求の場合にあつては本人及び当該都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

3 第一項の審査の請求は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

第四章 雑則

(報告、出頭等)

第二十一条 文部大臣又は都道府県の教育委員会、審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、診断を行い、又は検査を受けさせることができる。

2 前項の規定により出頭した者は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)による旅費を受けることができる。

(立入検査等)

第二十二條 文部大臣又は都道府県の教育委員会は、審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、当該職員をして、災害のあった場所又は病院若しくは診療所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は補償を受けようとする者その他の関係人に対して質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員がその職権を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(時効)

第二十三條 補償を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効の中断、停止その他

の事項に関しては、民法の時効に関する規定を準用する。

(期間の計算)

第二十四條 この法律又はこの法律に基く文部省令に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用する。

(非課税等)

第二十五條 この法律により支給をうけた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第二十六條 補償に関する書類には、印紙税を課さない。

(無料証明)

第二十七條 文部大臣、都道府県の教育委員会又は補償を受けようとする者は、災害を受けた児童若しくは生徒又は当該補償を受けようとする者の戸籍に関して、戸籍事務をつかさどる者又はその代理者に対して無料で証明を請求することができる。

(省令への委任)

第二十八條 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、文部省令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

(文部省設置法の一部改正)

2 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第十九号の三の次に次の一号を加える。

十九の四 国立及び公立の義務

教育諸学校の児童及び生徒の災害補償の実施を管理すること。

第十條の二に次の一号を加える。

七 国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償の実施に関すること。

(地方財政法の一部改正)

3 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十條の四に次の一号を加える。

十 公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に要する経費

(地方自治法の一部改正)

4 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二号中(二)の次に次のように加える。

(二) 国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第 号)の定めるところにより、公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害に対して、国の行う補償の実施に関する事務を行うこと。

理由

国立及び公立の義務教育諸学校の児童又は生徒が義務教育を受けるに際して災害を受けた場合には、国が補償する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、平年度約一億二千万円の見込である。

○山崎(始)委員 ただいま議題となりました国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

およそ国家隆昌の基盤を教育に置かなければならないことは、言うまでもないところでありますが、なかんずく義務教育における約千七百万人の児童、生徒のすこやかな成長こそは国民全体の念願でありまして、教育基本法及び児童憲法に明示されておりますように、常に留意せねばならないところであります。

さて義務教育に関しましては、憲法第二十六條第一項によれば、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定しており、さらにまた第二項においては「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」と規定しております。義務教育について特にその責務をうたつて重視しておるのであります。しかるに一昨年来児童生徒の災害がひんびんと報じられておりますのは、先刻御承知のところでありまして、特に紫雲丸事件や相模湖事件、三重の水難事故や学校給食の集団中毒等、記憶に新しいものが多くあったのであります。楽しい修学旅行や遠足に不安を抱いて行かなければならないことはまことに遺憾なことである。義務教育の諸学校で起きた災害の処置が父母の負担のままに放置されていくことは実に忍びないところであります。義務教育の趣旨からもまた絶対に見のがすことのできないものだと思つて、次第でございまして、現在地方公共団体においては、自主的な補償策が経済組合的なものとして全国的に広まりつつあるのでございまして、このことは父兄並びに国民がいかに学校における災害に強い関心を持ち、特にその対策の万全をこいねがつていられるかを端的に物語っているのだと存するのでございまして、従つてこのような現状におきまして、これをさらに一歩前進させ、児童生徒を災害から守るとともに、不幸にして災害を受けたならば、直ちに迅速かつ公正な補償を国家によつて行うことが焦眉の急務であると存する次第でございまして、

この法律案は、かような事情のもとにおきまして、ぜひとも必要と考えられる災害補償を国に行わせることを目的として立案いたしましたものでございまして、その内容を簡単に御説明申し上げますと、第一に、この法律は義務教育諸学校の管理下の災害について義務教育の特殊性に基き、国はこれに対する補償を行う責任を有するのであるという立場に立っているものでございまして、この場合学校の管理下とは、義務教育諸学校の児童生徒が、当該学校の教育または監督もしくは保護を受けている場合を言うのでございまして、具体的には政令に譲つております。

第二に、この法律による災害の補償の種類としては、療養補償、傷害補

賃、葬祭補償、遺族補償、打ち切り補償を考へておりますが、補償は金銭による補償としております。補償金額は、療養補償については、原則として完全に治癒するまでの費用を見ることに考へております。遺族補償につきましても、中学校を卒業して勤めに入った労働者が業務上死亡したとき、労働基準法で保障されている金額に準ずることとしたしました。傷害補償等その他の補償につきましては、中学校を卒業して直ちに労働に従事した者が、労働基準法で補償される金額に準じて補償することにいたすより考へております。

第三には、最初に申し上げましたように、補償の実施は国家事務であります。文部大臣が最終責任者であります。公立の義務教育諸学校については、都道府県の教育委員会が委任を受けてその補償を実施するものとしておるのであります。

第四に、この法律による補償は、災害を受けた児童生徒が社会保険による給付を受けることができる場合には、その給付を受けるべき限度において補償を行わないようにいたしました。

第五に、補償を受ける手続について申し上げますと、公立の義務教育諸学校の管理下で、児童または生徒が災害を受けたときは、本人またはその遺族が文部省令で定める補償申請書を学校長及び市町村の教育委員会を経由して都道府県の教育委員会に提出し、委員会は政令で定める基準に照らして、学校の管理下における災害であるかどうか判定を行い、補償金額を決定し、補償をいたすのであります。これに不服の場合は文部大臣に審査の請求を行ふこと

とができることになるのであります。国立の場合もこれに準じております。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。(拍手)

○坂田委員長 これより市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題となし、質疑に入ります。通告順に質疑を許します。八木徹雄君。

○八木(徹)委員 一部改正法案の問題について二、三お伺いいたしたいと思ひます。このうち、通勤手当の問題と、事務職員の範囲が吏員に相当するものであるということとを明らかにした、このことについては問題があるとは思われませんので、管理職手当の問題についてお伺いをいたしたいと思ひます。この案件につきましては、先国会におきまして、すでに文教委員会において、あるいは内閣委員会において、あるいは予算委員会等において、かなり綿密な質問も行われておるわけですが、うすと思つておられますが、まず最初に管理職手当の性格の問題についてお伺いをいたしたいのであります。管理職手当の性格は、ややもするといわゆる超過勤務手当の変形をしたものであるという、そういう解釈をいたしておるのでございます。歴史的にそういうふうな超過勤務手当というものがだんだん変わつていつて管理職手当になつたといふことが察知できないこともないのではありませんけれども、しかし単に超過勤務手当の性格が変わつただけではなからうと思ひますので、まずもつてその性格についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○内藤政府委員 管理職手当につきましては、一般職の職員の給与に関する法律によりまして、管理、監督の地位にある者に支給することになっておるのであります。今お尋ねの点もございしましたが、経過的には確かに超過勤務手当が全部の者に付いておりました。そのうち管理、監督の地位にある者は非常に超過勤務が多いので、むしろ一定の金額で定めた方がよいのではないかと議論がございまして、管理、監督にある者に対して最高二五%、それから一八%、一二%、七%というふうな支給をしたわけでございます。そこで他の職員につきましては超過勤務手当を出さず。しかしこの原則はすべくくずれておまして、昭和三十一年に国立大学につきましては、学長、学部長、病院長、研究所長等につきましては、超過勤務等の関係なしにすでに支給をしております。ですから沿革的にはさうな事実もありましたけれども、今日ではさういふことは問題にならないと思つておるのであります。

○八木(徹)委員 それでは次にお伺いいたしますが、この問題点の中で問題になりますのは、教職員の問題と一般公務員との対比において、特に今回は七%というものを校長先生に与えようといふことが、これが今お話しになつた国立大学の学長あるいは学部長との均衡上問題がどうなるのかといふことと、同時に一般公務員との今言つた二五%、一八%、一二%という三段階、その問題との均衡の問題があるかと思ひますのでありますけれども、われわれの認識は特に教職員については、いわゆる給与表においてその水準差を設けて超過勤務というものの性格を織り込

んだ給与水準、給与表というものを作つておる。そういう意味合いで今までは教職員については超過勤務というものを設けてない。ところが今回校長先生だけ出すというのはおかしいではないかというふうな意味合いがありまされども、これを出しても給与表で現在のままである限りにおいては、一般の先生方に対しては超過勤務を出すという必要があるのかないのか、将来出すという用意があるのかどうか、その点についてお伺いしたい。

○内藤政府委員 教員につきましては従来から教員の勤務の実態が正確に捕捉できない、こゝろいうような点で超過勤務という支給の仕方はしないで、いわゆる調整号俸を加えるという形をとつて参つたのでございます。当初は二号俸の増額をしたわけでありましたが、現在では一般公務員に對しては一号の調整号俸がついておるわけでございます。従つて超過勤務の問題は、原則としてはこの考え方からははずれると思つております。それで校長に管理職手当を出したから直ちに教員に超過勤務手当を支給しろ、こゝろいう議論にはならないと思ひます。そこでこれは国立大学の場合も同様でございますけれども、実は今度の国立大学の学長、学部長が二、二%という低い率にきまりましたのは、本来ならば教職員については学長を含めて一号の調整号俸がしてあるので、低い率を適用した。それで一般公務員につきましては先ほどもお話しにありましたように、二五%とかあるいは一八%という高率を適用しているわけで、学長、学部長について二二%という率が低いのはその意味でございます。それから次にお尋ねの

学長、学部長について二二%であるけれども、この場合に七%はどうかというふうな御意見ございましたが、学長、学部長の勤務の実態と高等学校以下の校長の勤務の実態に多少差異もございしますので、率が低いわけでございます。

○八木(徹)委員 今の御答弁で、一般公務員と教職員との性格の違いということでもよくわかるのでございますが、ただ国立大学の学長、学部長は一八%だ、小、中学校の校長先生は七%だといふことのやむを得ない理由といったものはわからないことはあります。その答弁によりまして、将来もやはり七%でよいという認識を持つておられるのか、それともやはりそれを一〇%まで引き上げるとか何とか、もう少し引き上げる用意を持つておられるのかどうか、これについてお伺いしたい。

○内藤政府委員 実は私も当初予算要求をいたしましては二二%を要求したわけでございますが、予算の関係も一面にございまして、また一面にはかつて甲、乙、丙、丁というのがございまして、これは三等郵便局長に支給した率でございますが、七%という率がございまして、一方には産業教育の教職員の手当等も七%でございますので、非常に不満ではございしましたが、七%に一応きめたわけでございますが、今後引き上げるように私も努力をいたしたいと思ひております。

○八木(徹)委員 それでは現在七%はやむを得ないが、できればなお上げたいという用意のようでございますが、その場合には二二%を目標にして上げる用意を持つておられるのか、そ

ういう大蔵省折衝をやりたいといふのであるのか。その場合には先ほど言った国立大学の学長、学部長の性格の相違から、これもまた上げなきゃならぬと思うが、それはどれだけ上げる用意を持っておられるのか、これを伺いたい。

○内務府委員 国立大学の学長、学部長の一二％につきましては、これは先ほど来申し上げましたように、超勤的な要素は入っておりませんので、今直ちに一二％を引き上げることは、私困難かと思っております。高等学校以下の校長の管理職手当につきましては、国立大学の学長等のバランスもございすけれども、私どもは一二％くらいに上げたいものだといふふうに希望を持っております。

○八木(徹)委員 学校管理者という立場は、何も校長先生だけではなくて、教頭も含まれると思っております。また仄聞するところによりますと、最初は教頭も含めてこれが手当を出そうという心組みであつたといふことを聞いておるのでありますが、これらの教頭に対しての管理職手当を将来要求されるつもりであるか、その場合にはそのパーセンテージというものは、校長と同程度のものであるのか。

なおまた幼稚園の——国立の幼稚園の園長に対する問題についてはどういふふうにお考えになつておるか、これをお伺いいたします。

○内務府委員 教頭は校長を補佐する立場にございすので、私どもはやはり教頭も管理職であるといふふうに考えておるのであります。従つて実は三十三年度の予算要求の中にも、教頭

の管理職手当を要求したのでございすけれども、何分にも予算の都合で、三十三年度は割愛せざるを得なかつたのでございす。しかし今後教頭にも出して参りたい。その率は校長と同率を適用いたしたいと考えておるのであります。

なおお尋ねの幼稚園の件でございすが、現在の国立の幼稚園につきましては、付属小学校に付置されておるいわゆる教員養成学部付属小学校に付置されておる程度の非常に小規模のものでございすので、本来国立学校を主として対象としておりますので、公立の中には相当大規模のものもございすけれども、国立については規模が小さいので、さらに検討を続けたい、こゝういふことで本年度は落ちたわけでございますが、今後十分その点は検討いたしたいと考えております。

○八木(徹)委員 最後に文部大臣にお伺いしたいと思ひますが、この問題につきましては、ややもいたしますと、いわゆる日教組対策の政治的な意図に基いてやるのじゃないかといふふうに疑心暗鬼する向きがあるようでございす。そこでただ単にそゝういふことはございせんといふ答弁だけでは十分でないと思ひますので、それに対する一つ文部大臣の信念を聞かしていただきたいと思います。

○灘尾国務大臣 何かやりますと、日教組対策だといふふうに御批判を受ける場合がありますが、私は今回のこの案はさうな意味は毛頭ない、むしろきつめて事務的な案だと考えておる次第でありまして、学校長の地位にかんがみまして、この際管理職手当を出そうといふのにすぎないので

ございす。もつと早くあるいはやるべきであつたといふ御議論もあろうかと思ひますが、漸次こゝういふことにして施策を充実して参りたいと考えておる次第でありまして、ことしのところは学校長にとどめておりますが、その支給の額、あるいはまた支給の範囲等につきましては、文部省といたしましてはさらに検討を重ねて参りたいと思つておる次第であります。ひとえに学校長の管理職たる地位にかんがみまして、それ相應の処遇をしなければならぬといふ考えから出発しておるものと御了解願ひたいのであります。

午後三時五十九分散会

昭和三十三年六月二十四日印刷

昭和三十三年六月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局